



図1 牡丹唐草蒔絵乗物 徳川美術館蔵



図2 牡丹唐草蒔絵挟箱 蓋表 徳川美術館蔵



図4 橘松竹南天蒔絵香盆 底裏  
米沢市上杉博物館蔵



図3 橘松竹南天蒔絵香盆 見込  
米沢市上杉博物館蔵



図6 牡丹唐草蒔絵茶弁当 茶碗蓋 蓋裏  
徳川美術館蔵



図5 牡丹唐草蒔絵茶弁当 茶碗蓋 蓋表  
徳川美術館蔵



図7 松竹梅唐草蒔絵髷箱・守刀箱・塵壺(左奥より) 徳川美術館蔵

# 維君の婚礼と婚礼道具

吉川 美穂

はじめに

- 一 維君の生涯と再婚
- 二 婚礼道具の全容
- 三 意匠と加飾仕様
- 四 絵画とその序列
- 五 裏御殿の造営と付人
- 六 維君の婚礼道具のゆくえ  
おわりに

はじめに

徳川美術館には、尾張徳川家（以下、「尾張家」と略称する。）二代光友の正室千代姫の国宝「初音の調度」をはじめ、尾張家九代宗睦の正室好君と十代斉温の継室福君の「菊折枝蒔絵調度」などさまざまな婚礼調度が所蔵されている<sup>(1)</sup>。家紋を散らし、統一した意匠の蒔絵を施した豪華な調度品は

「大名婚礼調度」と呼ばれ、婚礼道具を代表する中心的な道具といえる。しかし、婚礼の際にはこのほか地塗や意匠などの仕様が異なる蒔絵の調度や実用的な漆器類をはじめ、歌書や掛軸・屏風などの書画類、衣服や寝具などの染織品、陶磁器の飲食器など、新婦の生活に必要な多種多様な道具が取り揃えられるのが通例である<sup>(2)</sup>。ところが、尾張家に伝存した史料は、所用者の歿後に遺品目録として記録されたものばかりで、婚礼当初にどのような器物がどれほどの規模で用意されたのか、その全容を把握することは困難である。

一方、江戸時代に尾張家と深い姻戚関係にあった近衛家は、京都の有力な公家であり、伝来の品々や文書類を所蔵する公益財団法人陽明文庫には、両家の婚姻にかかわる文書・記録類がきめ細かく分類され、保存されている。文化五年（一八〇八）に近衛基前（二七八三〜一八二〇）に嫁いだ尾張家九代宗睦養女維君（維学心院<sup>(4)</sup>）（一七八五〜一八四七）の婚姻については、縁組から婚姻に至るまで両家で交わされた書状や婚礼道具の記録が大量に遺されている。このうち「維学心院様 御婚礼御道具帳写」（以下、「本史料」

と略称する。)には、維君が尾張家から持参した婚礼調度の意匠や仕様が、附属品・収納箱とともに詳細に記されている。平常の実用的な道具も記載されており、尾張家が他家へ嫁ぐ娘のために用意した婚礼道具の全容を窺ううえで、きわめて重要な史料である。本史料はすでに小池富雄氏によって一部が翻刻され、記載された道具のうち一部が徳川美術館に所蔵される牡丹唐草蒔絵の乗物 一挺(図1)・挟箱 二個 一對・茶弁当 一荷・日傘 一本・雨傘 二本の五件七点と一致することが明らかにされており、<sup>(5)</sup> 現存作品と照合できる点でも意義深い。

近年、將軍の御台所や將軍家から他家へ嫁した姫君の婚礼道具について研究が進展している。<sup>(6)</sup> 本史料にみる維君の婚礼道具は、尾張家から他家へと嫁した娘の婚礼道具の内訳や規模感を示す具体例であるだけでなく、同時代における婚礼道具の仕様を詳細に示す点でも、將軍家と尾張家との差異や共通点を比較検証するうえで有意義である。すでに拙稿で一部を紹介したように、<sup>(7)</sup> 本史料には婚礼道具に含まれる絵画が明記されている点でも興味深い。

本稿では、維君の婚礼道具の全容に迫り、婚礼調度の加飾と仕様を明らかにすることを第一義の目的とするが、史料を読み解くなかで判明した婚礼に伴う殿舎の造営と付人、維君の死後に遺された婚礼道具のゆくえに触れ、その所有権についても考察することとする。

## 一 維君の生涯と再婚

### 前半生と前田斉広との婚姻

はじめに維君の生涯を確認しておく。維君は尾張家の分家である高須松

平家七代勝当(二七三七〜一八〇二)の長女として、天明五年(一七八五)二月二十五日に誕生し、琴姫と名付けられた。実母は佐藤氏女の代野(法琳院)である。<sup>(8)</sup> 父の勝当は尾張家八代宗勝の七男で、九代宗睦の実弟に当たる。長く部屋住だったが、寛政七年(一七九五)九月二十二日に歿した高須松平家六代義裕の後を継ぎ、五十九歳で同家七代の当主となった。その二か月後にあたる十一月三日に、維君は本家である尾張家九代宗睦の養女となった。

維君は最初、享和三年(一八〇三)十二月朔日に加賀前田家十一代治脩の養子亀万千(のちの十二代斉広 一七八二〜一八二四)と婚姻したが、この婚姻は長く続かなかつた。二年後の文化二年(一八〇五)八月十二日、実家である尾張家の江戸上屋敷の市谷邸の御広敷を来訪したときに、維君は発病し、そのまま養生のため市谷邸に留まった。逗留は長引き、十二月七日には維君の市谷邸逗留が公儀へ届け出られ、翌三年八月十三日に正式に離縁となる。離縁へ至る手続きや加賀前田家との交渉は、管見の限りでは両家の記録には確認できない。しかし、大名家での離縁は案外多く、実際は夫婦仲の不和を、体裁を保つため病氣と称して離別した場合もあったとみられる。<sup>(9)</sup> 維君が離縁せざるを得ない病氣だったか否かは別として、発病の一月後には早くも市谷邸の庭園の使用を願い出る記事が散見され、<sup>(10)</sup> たびたび庭園内を散策できる健康状態であったことがわかる。

### 近衛基前との再婚

離縁からわずか十日余り後の文化三年八月二十七日、近衛家側から近衛基前と維君の縁組の申し入れが、尾張家の付家老である成瀬正典にあった。<sup>(11)</sup> 当時すでに基前の父経照は他界していたため、近衛家の代表者として母の

円台院宮(泰宮董子女王)の名で送られた口上書の写しには、縁組の理由として「御先々々厚御縁続之義ニ被為有候」とあり、近衛家と尾張家との代々に及ぶ姻戚関係の厚さが挙げられている<sup>(13)</sup>。実際、この時までには両家の間では、尾張家六代継友と九代宗睦が近衛家から正室を迎え、また尾張家からも八代宗勝の養女頼君が近衛家へ正室として入興している。両家の姻戚関係の全体像は、表1・2に掲げる通りであり、両家のつながりが濃密であったことが認められよう<sup>(14)</sup>。なお、相手の基前は、寛政二年(一七九〇)に尾張家九代宗睦の養女俊姫(一七八〇〜九〇)と縁組したが、その三か月後に俊姫が死去したため、縁組が解消となった経緯がある。

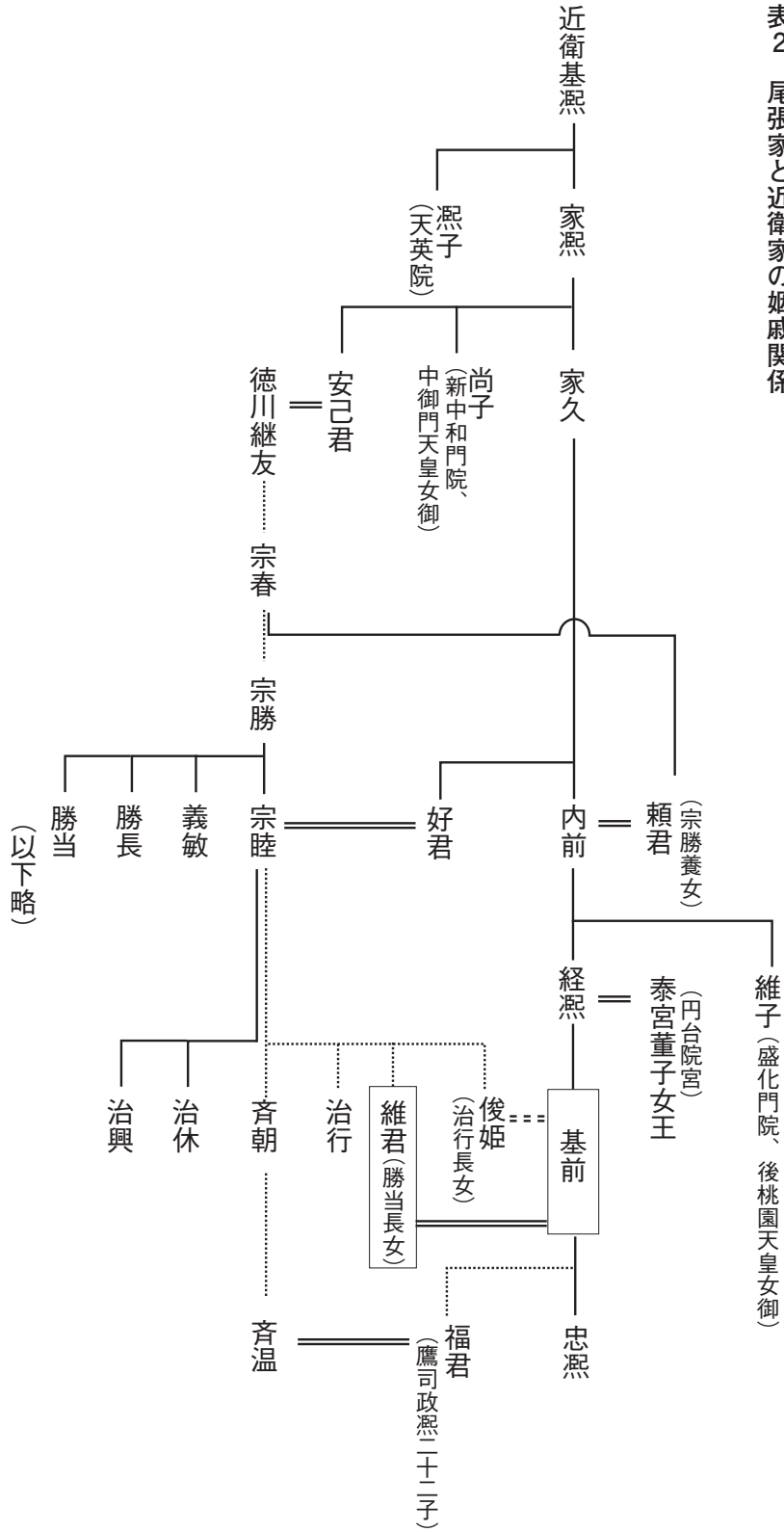
近衛家からの縁組の申し入れに対し、瀧川忠暁・成瀬正寿・成瀬正典の連名により、尾張家当主である十代斉朝の賛意を得たとする内諾の返事が九月十九日付で近衛家へ送られた<sup>(15)</sup>。なお、成瀬正典が武家伝奏の広橋伊光に宛てた書状の写しには、九条家をはじめ、有栖川宮・伏見宮からも縁談があったが、「尾張故大納言殿御簾中御続き格段之筋合、殊ニ御家柄甚以正敷御様子、再縁被取結御時節ニ相当候」と、尾張家九代宗睦の正室好君が近衛家出身という格別の理由から、家柄の正しさをもって近衛家を選択したことが述べられている<sup>(16)</sup>。離縁から日が浅く、加賀前田家に失礼に当たるとして憚りつつも、これ以降、両家の間では内密に縁組の交渉が進められた。

翌四年八月七日に公儀より近衛基前との縁組が申し渡され、同年八月二十八日に縁組が整った。十一月十九日に結納の儀が行われ、十二月十一日には維君は琴姫から「維姫」と名を改めた。翌五年正月十三日、維君は江戸上屋敷である市谷邸を発ち、途中、鎌倉と名古屋城に立ち寄り、二月四日に京都に到着した。同月十一日に近衛基前との婚儀が行われ、同日、

表1 尾張家と近衛家の姻戚関係

尾張家	近衛家	近衛家実父	縁組年月日	婚姻年月日	備考
徳川継友	安己君	近衛家熙	正徳5年(1715) 7月2日	享保3年(1718) 6月11日	
頼君 (徳川宗勝養女)	近衛内前	近衛家久	延享2年(1745) 閏12月2日	延享3年(1746) 2月29日	頼君(傳姫)の実父は徳川宗春。当初九条植基と縁組、植基死去のため再縁。
徳川宗睦	好君	近衛家久	延享4年(1747) 2月2日	宝暦2年(1752) 4月13日	
俊姫 (徳川宗睦養女)	近衛基前	近衛内前	寛政4年(1792) 5月13日		俊姫の実父は松平治行、俊姫は婚礼前に死去。
維君 (徳川宗睦養女)	近衛基前	近衛内前	文化4年(1807) 8月28日	文化5年(1808) 2月11日	維君の実父は松平勝当。
徳川斉温	福君	近衛基前 (養父)	天保6年(1835) 2月25日	天保7年(1836) 11月9日	福君の実父は鷹司政熙。

表2 尾張家と近衛家の姻戚関係



||||| は親子関係、  
 ||||| は養子関係、  
 ||||| は縁組関係を示す。  
 ||||| は婚姻関係、

「君号」が基前より進ぜられ、維姫から「維君」へと名を改めた。

文政三年（一八二〇）に基前が三十八歳で歿すると、維君は薙髪し、「維学心院」と号した。十三年に及ぶ婚姻生活で夫との間には実子はなかったものの、庶出子の姫君（常心院）や辰君（のちの近衛忠熙）の嫡母となって近衛家を支えた。<sup>17</sup> 基前の歿後に、維君は鷹司政熙の娘の福君を養女に迎えて養育し、天保七年（一八三六）には福君を尾張家十一代斉温の継室として嫁がせ、尾張家と近衛家の姻戚関係を強化する役割を担った。<sup>18</sup> 残念ながら福君は婚嫁後わずか四年、二十一歳の若さで歿したものの、維君は長寿を保ち、弘化四年（一八四七）七月二十六日に六十二歳で歿するまで、尾張家の京都における活動を支える重要な存在であり続けた。

## 二 婚礼道具の全容

### 本史料の概要

本史料は、表紙に「維学心院様 御婚礼御道具帳写」と墨書される。表紙と裏表紙が付き、墨付き百三十七丁、紙縫りで袋綴じとする。分量は縦三三・四糎、横二九・〇糎である。表紙に「写」とあるため、本史料は原本ではなく、<sup>19</sup> 筆写の時期は維君が維学心院と号した文政三年（一八二〇）以降とみられるが、表紙に「御婚礼御道具」とある通り、原本は婚礼当初の記録であったとみなされる。二百十一件に及ぶ婚礼道具が一つ書きで列記され、その意匠や仕様・内容品、附属品、収納箱などが実に詳細に記されている。婚礼道具は道中具に始まり、三棚や貝桶など婚儀の場で飾るハレの道具から、より実用的な道具へと続き、その配列には道具の序列化が看取される。また、最末部の二十丁余りには「御平用 御側御道具」とし

て、平常に身近に置いて使用する道具も記載されている。

維君が近衛家へ入興した際の婚礼道具が、初婚で加賀前田家へ嫁いだ際の道具を再利用したものか、あるいは新調したものかは、婚礼道具の製作年代を考えるうえで重要な問題である。この点に関する史料は乏しく、詳細は明らかでない。仮に離縁の際に婚礼道具が前田家から返還され、再婚時に再利用されたとしても、本史料の一つ書きの記載や附属品の整った書きぶりを見る限り、近衛家に再嫁するにあたって、新婚生活に必要な諸道具は改めて過不足なく整えられたとみてよい。

### 婚礼道具の内訳

まずは婚礼道具の内訳からみていく。本史料は、前三分の二ほどが婚礼調度を中心とした諸道具の記述で、残りの三分の一に「御平用 御側御道具」と別項を立てて書き入れがあり、平常用の諸道具が列記される。全体は表3の通りだが、「小道具」と呼ばれる内容品、紐・数紙・包布などの附属品の詳細は割愛し、蒔絵の意匠や地塗の仕様と、金具・収納箱に特化して記した。

表3の1〜38は、嫁入り行列と婚儀に必要な道具である。1〜21は道中具で、新婦が乗る2「御輿」を中心に、行列の格式を示す1「御挟箱」・6「御立傘」・7「御緋傘」や、12〜16・19・20のお守り道具が続く。12「御天兎」・13「御這子」・14「御犬張子」は4「御替御輿」に乗せ、婚儀の場にも飾られる。16「御衣張」は、本来、着物を洗い張りするための道具だが、婚儀では「どどわけ（百々曲）」と呼ばれる白装束で新婦に仕える中居とともに長柄輿に乗せられる慣わしであった。17「御貝桶」は、「貝桶渡し」の儀に用いられる婚礼の筆頭道具である。<sup>20</sup> 22〜38は22「御厨子

表3 「維学心院様 御婚礼御道具帳写」にみる婚礼道具

通番	名称・内容品	員数	仕様1	仕様2	金具	収納箱
1	御挟箱 棒共	一對	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地	両金物金濃減黄 唐草御紋毛彫	黒搔合塗 紺木綿四ツ内紐付
2	御輿	一挺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	御窓萌黄紋紗張 内張惣金極彩色絵 御天井御紋置上	惣金物金濃減黄 御紋唐草毛彫	黒搔合塗鉄物付
3	御輿御褥	四				
4	御替御輿	壹挺	上之備後表包 引上ケ紋紗張 無双れんし 吹寄紋紗張 御せうし拵組 紙張御せうし	惣御内廻り 御寄懸御肘懸共 黒天鷲絨包 棒 檜木地	角之御金物 鉄黒塗	
5	御相凶鈴箱	壹	黒塗御紋付			溜塗 木綿真田付
6	御立傘	壹本	御柄黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	朱天井御紋白上り	御金物金めつき唐草 毛彫	黒搔合塗 紺木綿四ツ打紐付
7	御緋傘	壹本	御柄黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	朱天井御紋白上り	御金物金減黄 唐草毛彫真鍮詮	
8	御茶弁当	壹荷	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		惣御金物金濃減黄 唐草毛彫	黒搔合塗 紺木綿四ツ打紐付
9	御水荷	壹荷	朱搔合塗朱御紋付		惣御金物鉄黒塗	
10	御襄箱 棒共	壹荷	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地	惣御金物金めつき 唐草毛彫	黒搔合塗 紺木綿四ツ打紐付
11	御跡御挟箱	壹對	黒塗革覆金箔御紋付			
12	御天兒	壹鉢				桐木地箱
13	御這子	壹鉢				桐木地箱
14	御大張子	壹對	惣金極彩色御紋付			桐木地箱
15	御筒守	壹	赤地宝尽金入包		惣御金物金めつき 蓬菜模様御紋毛彫 真鍮鈴四ツ付	内：桐木地箱 浅黄袋打糸真田付 外：溜塗 木綿真田付
16	御衣張 御しゐし共	壹通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入			内：桐木地箱 浅黄袋打糸真田付 外：溜塗 木綿真田付
17	御貝桶 臺共	壹對	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内張紅宝尽金入 底裏薄梨子地	金減黄鷄目	溜塗 紺木綿四ツ打紐
18	御擔	壹對	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	惣御金物濃減黄 唐草毛彫	溜塗 紺木綿四ツ打紐付
19	御万宝懸	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		御金物銀	溜塗
20	御愛敬御筒守	壹	白地宝尽金入	白糸打紐房付	惣御金物銀御紋唐草 毛彫	
21	御替御茶弁当	壹荷	黒塗唐草蒔絵御紋入		御金物金減黄	黒搔合塗 紺木綿四ツ打紐付
22	御厨子	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 御扉裏 高砂獅子狛犬蒔絵 底裏薄梨子地	惣御金物銀唐草毛彫	溜塗鉄物付
23	十二御手箱 御小道具共	壹通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃梨子地 底裏薄梨子地銀覆輪 内張 赤地金入宝尽模様	銀銃御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
24	御火取香炉 銀火籠付	式	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内銀張 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
25	御沈箱	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃梨子地 底裏薄梨子地	銀銃御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
26	御香盆 御小道具共	壹通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿真田付
27	御黒棚用御文箱 大小	壹通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀銃御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
28	御短冊箱	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀銃御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
29	御書棚用御硯箱	壹面	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
30	御色紙箱	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀銃御紋毛彫	黒塗 木綿袋打真田付
31	御黒棚	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 御扉裏 恵比須大黒蒔絵 底裏薄梨子地	惣御金物銀牡丹唐草 毛彫	溜塗鉄物付
32	御拂箱 御小道具共	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀銃御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付

33	御角赤 大小	式	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
34	御元結箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
35	御渡金箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
36	御齒黒箱 御小道具共	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
37	御書棚	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	惣御金物銀 唐草毛彫	溜塗鉄物付
38	御料紙箱 御硯箱共 御小道具共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
39	御文臺 御硯箱共 御小道具共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	惣御金物銀 唐草毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
40	御鼻紙臺	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
41	御鼻紙箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
42	御水引箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
43	御櫛箱 御小道具共	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
44	御見臺	壺脚	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
45	御眉作箱 御小道具共	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
46	御乱箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
47	御祝枕	壺對	黒塗南天模様 高蒔絵御紋入			溜塗 木綿袋打真田付
48	御薫物壺 臺共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
49	御重硯	壺組	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
50	御昆布箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
51	御爪取箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
52	御爪取手洗	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
53	御鏡臺 御小道具共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
54	御櫛臺 御小道具共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
55	御毛垂箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
56	御鏡建	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
57	御鏡家入 大小	式面	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
58	御耳手洗 臺輪共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
59	御楊枝箱	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
60	御角盤 御椀共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
61	御姿見御鏡建	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
62	御姿見家入	壺面	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
63	御量紙箱 臺共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
64	銀御文鎮	三				溜塗 木綿袋打真田付
65	御旅櫛箱 御小道具共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
66	御十種香箱 御小道具共	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
67	御十種香盤	壺通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
68	御沈割箱 御小道具共	壺	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付

69	御寄懸	沓	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地 甲板花色紋天鷲絨包	御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
70	長御かもし箱	沓	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
71	御脇息	沓	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地 甲板花色天鷲絨包	御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
72	御絹巻	沓通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
73	御帯箱	沓	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
74	御物裁箱 御小道具共	沓	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
75	唐銅御火熨斗	沓對	御蓋椽手共 牡丹折枝蒔絵 表煮黒メ張	裏薄梨子地	煮黒メ張	溜塗 木綿袋打真田付
76	大御文箱	三	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	黒塗御紋付煮黒メ鈺 萌黄練繰紐付
			黒塗牡丹折枝蒔絵	右同断		
			同大竹高蒔絵	濃村梨子地 其外右同断		
77	御文箱	拾	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	黒塗御紋付煮黒メ鈺付 萌黄練繰紐付
			黒塗桐二鳳凰高蒔絵	右同断		
			同御紋ちらし高蒔絵	右同断		
			同御紋ちらし高蒔絵	右同断		
			同椿高蒔絵	右同断		
			同牡丹折枝蒔絵	右同断		
			同波二千鳥高蒔絵	右同断		
			同花之丸高蒔絵	右同断		
			村梨子地打枝二高蒔絵	濃村梨子地 底裏薄梨子地		
78	縮緬御服紗 御文箱附	拾				
79	青漆革包御文箱	九	金御紋付 七		煮黒メ鈺付	萌黄練繰紐付
			同唐草模様 弐		煮黒メ鈺付	
80	堅横御目錄箱	弐通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鈺御紋毛彫	溜塗煮黒メ鈺付 萌黄練繰紐付
			黒塗牡丹折枝蒔絵	内右同断	右同断	
81	青漆革包横御目錄箱	三	金御紋付 弐		煮黒メ鈺付	萌黄練繰紐付
			同唐草模様 沓		煮黒メ鈺付	黒練繰紐付
82	堅御目錄箱	弐	黒塗御紋付		煮黒メ鈺付	萌黄練繰紐付
83	呉服御通ひ箱	四	黒塗朱御紋付		煮黒メ金物鈺	萌黄練繰紐付
84	御通ひ文庫 大中小	六	黒塗朱御紋付		煮黒メ鈺	萌黄練繰紐付
85	御廣蓋	弐枚	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
			黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
87	御湯当手洗 御手拭懸共	沓通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御手拭懸 銀御金物 唐草毛彫	溜塗 紺木綿袋打真田付
			黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		御金物銀唐草毛彫	溜塗 紺木綿紐付
89	丸御伏籠	沓	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		御金物金めつき	溜塗 紺木綿紐付
			黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		錚銀	溜塗 木綿袋打真田付
90	御碁盤	弐面	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿真田付
		御碁筭	弐	蒔絵御紋入		
		御次	沓面	黒塗		
		碁筭	弐			
91	御将棋盤	弐面	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿真田付
		駒箱	沓	蒔絵御紋入		
		御次	沓	黒塗		
92	御双六盤	弐面	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入		御金物銀	溜塗 木綿真田付
		御次	沓面	黒塗	御金物金めつき	
93	御琴	七面	長磯青海浪たかやさん 御紋入海銀龍			黒塗御紋付錚金めつき 紅緒房付
			長磯菊蒔絵 御紋入海銀地板浪毛彫			黒塗御紋付錚金めつき 紅緒房付

			長磯富士蒔絵 御紋入海龜甲			黒塗御紋付鍬金めつき 紅緒房付
	御次琴		長磯千羽鶴蒔絵 海金銀水くゝり龍			黒掻合塗煮黒メ鏡付 内：萌黄練染紐付 外：溜塗 木綿四ッ内紐付
	御次琴		長磯菊唐草蒔絵 海金減黄龍			
	同断		長磯紫檀無地海龜甲			
	同断		諸先紫檀包海龜甲			
	御琴柱箱 御琴柱入	三	黒塗御紋付			
94	御三味線	七挺 (ママ)	御紋附松竹梅蒔絵	御桐花林 御棹紫檀	御金物銀	黒塗御紋付鍬金めつき 紅緒房付
			御紋付扇蒔絵	御桐花林 御棹紫檀	御金物銀	黒塗御紋付鍬金めつき 紅緒房付
			御紋付四季蒔絵	御桐花林 御棹紫檀	御金物銀	黒塗御紋付鍬金めつき 紅緒房付
	御次		浪千鳥象嵌	桐花林 棹紫檀	金物銀	内：黒掻合塗煮黒メ鏡 萌黄練染紐付 外：溜塗 木綿袋打真田付
			若松鶴蒔絵	同断	金物同断	
			水車蒔絵	桐花林 棹紫檀	金物銀	
			菖蒲象嵌	同断	金物同断	
			紅葉蒔絵	同断	金物同断	
	御こま	八				
95	御臺子	三脚	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	裏薄梨子地	御金物銀	内：桐木地 萌黄真田付 外：溜塗 木綿四ッ打紐付
			黒塗牡丹折枝蒔絵	裏薄梨子地	御金物銀	内：桐木地 萌黄真田付 外：溜塗 木綿四ッ打紐付
			黒塗無地縁唐草蒔絵		御金物金減黄	内：桐木地 萌黄真田付 外：溜塗 木綿四ッ打紐付
96	御棗	四	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入式	内濃村梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
			同牡丹折枝蒔絵 式	内同断		
97	御中次	式	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
98	御茶碗臺 ふた共	式通	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
99	御茶碗	三拾				縦指箱 木綿袋打真田付
100	御茶箆筒 御小道具共	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御金物銀唐草毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
101	御菓箆筒 御小道具共	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御金物銀唐草毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
102	御薬通ひ箱	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鏡菊座	溜塗 木綿袋打真田付
103	臺御火鉢	式ッ	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	裏濃村梨子地	御金物金めつき唐草 毛彫	溜塗 木綿四ッ打紐付
104	真鍮御火箸	七膳				
105	御炭斗	三	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
			同牡丹折枝蒔絵	内裏同断		
			黒塗無地			
106	真鍮御臺十能	七ッ	手黒塗牡丹唐草蒔絵 壹			
			同黒塗牡丹折枝蒔絵 式			
			同黒塗無地 式			
			火蓋無シ 式			
107	御机	壹脚	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	裏濃村梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
108	御花臺	壹對	桑木地色付			溜塗 木綿袋打真田付
109	唐銅御花瓶	壹對				溜塗 木綿袋打真田付
110	御花臺	壹ッ	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	裏濃村梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
111	御薄板	五枚	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入 式枚	裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
			同牡丹折枝蒔絵 壹枚	裏同断		
			黒塗無地 式枚			
112	御花活	五	唐銅 式			溜塗 木綿袋打真田付
			瀬戸焼 三			

113	御花桶	三	黒塗金粉御紋付 式 同銀粉御紋付 壹			椀木地
114	御軸物箱	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鉾御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
	御軸物 ※ 御軸臺	二卷 壹				
115	御哥書	八通	御箱 黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鉾御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
	源氏物語		御表紙 花色純子	裏惣金布目		
	二十一代集		御表紙 萌黄地金入	裏同断		
	万葉集		御表紙 紺地金入	裏同断		
	伊勢物語		右同断			
	つれ／＼草		右同断			
	古今集		右同断			
	清少納言枕草紙 詠歌大概		御表紙 紺地金入 右同断	裏惣金布目		
116	百人一首軽多	壹通	御箱 黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	銀鉾御紋毛彫	溜塗 木綿袋打真田付
117	御懸物 ※	九通				桐木地 萌黄糸真田付
118	御懸物竿	式本	黒塗御紋付			椀指箱 木綿袋打真田付
119	御重 替ふた共	拾組	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入 四組	内朱		黒塗煮黒メ金物付 萌黄糸真田付
			同牡丹唐草蒔絵 四組	内朱		
			同牡丹折枝蒔絵 二組	内朱		
120	御重覆	五	黒塗		煮黒メ金物付	萌黄練繰紐付
121	御重居臺	五	黒塗無地		煮黒メ金物付	
122	御提重 小道具共	壹組	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御金物銀	溜塗 木綿袋打真田付
123	御瓶子	壹對	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
124	御行器	三荷	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入 式荷	内濃村梨子地 底裏薄梨子地	御金物金めつき	黒塗煮黒メ金物付 萌黄練繰紐付
			黒塗無地 壹荷		御金物同断	
125	御食籠	四荷	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入 式荷	内朱 底裏薄梨子地		黒塗煮黒メ金物付 萌黄練繰紐付
			黒塗牡丹折枝蒔絵 壹荷	内同断		
			黒塗無地 壹荷	内朱塗		
126	小御食籠	壹對	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	内朱底 裏薄梨子地		溜塗 木綿袋打真田付
127	御懸網	式				箱入 木綿袋打真田付
128	御温純路司	壹組	黒塗御紋付	内家真溜塗御紋付	煮黒メ封印金物	溜塗 木綿真田付
129	御指樽	壹對	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	底裏薄梨子地	御金物銀	溜塗 紺木綿紐付
130	御燭臺 大小	三拾三本	黒塗牡丹折枝蒔絵 大 五本			
			同牡丹唐草蒔絵 御紋入 小 八本			
			唐銅 大 拾七本 同断 小 三本			
131	御手燭	五本	黒塗牡丹唐草蒔絵 式本 黄唐銅 三本			
132	御有明行燈	三挺	惣鉢真鍮網懸り			
133	御ほんぼり	八	手黒塗唐草蒔絵 三			
			同花塗 五			
134	御塵取	四	黒塗 式			椀 木綿真田付
			春慶塗 式			
135	御塵籠	式	黒塗牡丹折枝蒔絵 同無地			溜塗 木綿真田付
136	御葛籠	式荷	御紋付		鶏目金めつき	
137	呉服御箆筒	壹對	黒塗御紋ちらし		惣打金物金めつき 唐草毛彫	
138	御長持	式拾棹	黒塗御紋付 拾棹		惣御金物金めつき 唐草毛彫	
			同無地 拾棹		御金物同断	

139	雑御長持	五拾棹	溜塗御紋付 拾五棹 椴木地 三拾五棹		惣御金物煮黒メ 惣御金物鉄	
140	御幕	拾張				
141	御幕串	拾五本	黒搔合塗			
142	御毛氈	三拾枚				
143	押かね	拾本	黒塗			
144	御屏風 ※	拾五双			金物金めつき御紋唐 草毛彫	溜塗鉄物打
145	御屏風挟	拾壹	唐銅			椴指外家入綱引付
146	御次屏風	拾双	からかみ張土佐張			
147	奥向御廊下向共 御行燈	貳拾五挺				
御平用 御側御道具						
148	御側箱	壹	黒塗御紋付		惣御金物銀	溜塗 木綿真田付
149	御硯箱	壹面	黒塗御紋付			溜塗 木綿真田付
150	御伏籠	壹	桐木地臺黒塗		落釜煮黒メ	溜塗 木綿真田付
151	御手焙	壹	黒塗牡丹唐草 高蒔絵御紋入	裏薄梨子地	御金物金めつき地板 煮黒メ	溜塗 木綿真田付
152	御側御用小簞笥	壹	桐春慶塗		煮黒メ金物附	
153	御側御用御懸硯	壹	桐春慶塗		金物煮黒メ錠前付	
154	長御硯蓋 大小	貳枚	黒塗梅蒔絵			
155	黒塗御三方	五面	金御紋付			
156	御茶壺	壹				桐木地 萌黄真田付
157	御蚊帳紐	四筋	本紅手七分糸 四ッ打房付		金めつき鍵共	
158	御蒼朮焼	貳通	黒塗		落釜手共煮黒メ	溜塗 木綿真田付
159	御障子屏風	壹双	御腰両面草花之絵 泥引おせ廻り	金箔置 御椽黒塗	御金物金減黄	
160	長硯蓋 大小	貳枚	木地蠟色			
161	猪口	貳拾				
162	蓋付茶碗	三拾	秋野之染付			
163	御文臺	壹	黒塗御紋ちらし			溜塗 木綿真田付
164	錦打紐	貳筋	萌黄長三丈			
165	御重硯	貳拾壹組	黒塗金粉沃懸			溜塗 木綿真田付
166	御乱箱	壹	黒塗扇子ちらし蒔絵			溜塗 木綿真田付
167	御旅箱	壹通	濃梨子地檜垣蒔絵 御紋ちらし	内濃梨子地	銀鈚御紋毛彫	溜塗 木綿真田付
168	御側箱	壹	黒塗四季草花 高蒔絵御紋入	内濃梨子地	銀鈚	溜塗 木綿真田付
169	御提重	壹組	黒塗梅唐草蒔絵 御紋入	内底裏薄梨子地	金物銀	溜塗 木綿真田付
170	鬼面火鉢 火籠	壹				
171	御調合臺	壹脚	黒塗御紋付			溜塗 木綿真田付
172	御小細工簞笥	壹	黒塗金粉	裏御紋付	鈚金減黄	
173	御次簞笥	壹	桐春慶塗黒漆御紋付		金物煮黒メ	
174	御荷弁當	壹荷	黒塗朱御紋付		御金物赤銅	
175	御四種香盤	壹通	黒塗梅折枝蒔絵			溜塗 木綿真田付
176	十種香御道具	壹通				
177	御臺火鉢	壹	黒塗御紋ちらし		御金物金減黄 落釜唐銅	
178	御廣蓋	壹枚	黒塗御紋付			
179	御鼻紙臺	壹	黒塗御紋ちらし			
180	御手拭懸	壹	黒塗御紋ちらし		御金物金めつき	
181	御側箱	壹	黒塗御紋ちらし			
182	御守箱 右居臺	壹	黒塗御紋付			
183	黒塗御衣桁	壹組				
184	御耳手洗	壹	黒塗内張真鍮			
185	御硯蓋	六枚	黒塗蒔絵 貳 同御紋付 壹 同御印付 三			
186	菓籠	壹	真鍮			
187	御歌かるた箱	壹	黒塗御紋付			
188	小御手洗	壹				
189	小御簞笥	壹	黒塗新御紋付			
190	御懸盤 本二三	壹通	黒塗葉唐草蒔絵 御紋付			
191	御鉢臺	壹				
192	御鉢	壹				

193	御湯当	壺				
194	御水差	壺				
195	御本椀	七ツ組 壺組				
196	御替汁椀	式具				
197	御吸物椀	式具				
198	御平皿	四具				
199	御坪皿	四具				
200	御木猪口	式具				
201	御腰高	拾式				
202	御盃	式枚				
203	同臺	壺組				
204	御杓子箱入	壺本				
205	御箸箱入	壺膳				
206	御木德利	式				
207	御食篋	式				
208	御三方	五面				
209	御三味線	壺挺	紅葉蒔絵			
210	横御目録箱	式	黒塗御紋ちらし		銀銃	
211	長御文箱	三	黒塗松藤蒔絵 壺		銀銃	萌黄練染紐付
			黒塗松竹梅蒔絵 壺			
			同御紋ちらし 壺			

凡例

- ・表記は本史料に基づく。但し、読みやすさを考慮し、適宜、改行・一字あけを行った。通番は筆者による。
- ・仕様1は漆工品の場合、器物の表側の仕様を表記し、複数ある場合には、員数も仕様1に示した。仕様2は器物の内側や底裏を示した。
- ・※をつけた114御軸物・117御懸物・144御屏風の内訳は、表5「[維学心院様 御婚礼御道具帳写]にみる絵画」で示す。

〔棚〕・31「御黒棚」・37「御書棚」のいわゆる三棚とその棚飾りとする化粧道具や香道具・文房具類で、婚儀の場を飾るハレの道具である。

39～75は文房具や化粧道具・香道具・裁縫道具などであり、76～82の小の文箱や目録箱は文書の往還用の道具、83～89は衣服などの通い箱や洗面、衣類関連の道具である。90～100の碁盤・将棋盤・双六盤の三面をはじめ、93・94の楽器類、95～100の茶の湯道具といった遊興具が続く。そのほか101・102服薬道具、103～106暖房具、107机、108～113花器、114～118歌書・軸物類、119～129飲食器、131～133・147照明具、134・135掃除具、136～139運搬・保管具、144～146屏風など、実に多種多様な道具が列記される。なお、90～94の碁盤・将棋盤・双六盤、琴にみられる「御次」の文言は格下の道具を指すと考えられる<sup>(2)</sup>。また、114「御軸物」・117「御懸物」・144「御屏風」の絵画類については、画題や筆者、表具等が詳細に記されるため、第四章で後述する。

「御平用 御側御道具」(148～211)以下は平常、身近に置いて使用する道具であるためか、順序立てて列記されず雑多な印象を受けるものの、それゆえに日常生活に必須の道具のみが記載されている感がある。また巻末に「右之外御武器類ハ難書類故 都而相省候事」とある通り、武器類は省略されているが、婚礼道具には行列の格式を示す飾り道具の長刀や、女性用の刀剣類が用意されるのが常であり、維君の婚礼道具には長刀・刀剣類も含まれていたと考えられる。

「御品物書」にみる婚礼道具

陽明文庫の一連の文書のなかには、本史料のほかに「御品物書」と仮題がついた史料がある。これは維君の婚礼道具を尾張家から近衛家に簞笥や

長持に入れて運び込んだ際の記録とみられるため、併せて紹介しておく(22) (表4)。「御品物書」には簞笥十五棹、長持二十四棹に収納された総計百九十八件の婚礼道具が記される。一棹ごとに内容品が記載され、その大半は消耗品の衣服や寝具である。「御腰巻」「御附帯」といった武家女性特有の夏の衣服を筆頭に、絹縮・絹・晒・綿子・縮緬等の一年を通じて着用する小袖や下着、帯の類、夜具・かいまき・蒲団の寝具にこたつ蒲団のほか、男性の使用人が着用する看板や羽織の類も列記される。蒔絵調度類は、第二十八番長持以降に記載されるが、第二十八・二十九番長持の内容品は「御手廻御道具」とのみ記される。「御手廻御道具」は「御手道具」と同義で、手近に置かれる道具類を指すとみられる。その範囲は化粧道具や文房具など多岐にわたり、具体的な内容を特定することは難しい(25)。このほか個別で記される道具は、実用的な日用道具や陶磁器製の飲食器など格下の道具が多い。

これらの道具のうち、蒔絵調度類は本史料とある程度重複していると考えられるものの、器種と員数のみの記載であるため同定は難しい。また、本史料に記録される輿や挟箱といった道中具や三棚のほか、屏風・琴といった大型の道具の名前が「御品物書」には見当たらない点に加え、簞笥十五棹と長持二十四棹という員数も、本史料の137「呉服御簞笥」一対・138「御長持」二十棹・139「雑御長持」五十棹とは一致しない。以上の点から、両史料の整合性に乏しい部分があると言わざるを得ない(26)。

本史料と「御品物書」に記載された諸道具は、維君の婚礼道具の全容と云うには心許ない部分はあるものの、その根幹をなすものであることは疑いない。江戸時代後期、尾張家から公家へと嫁いだ娘が持参した婚礼道具の一つの基準を示す史料と位置づけることができよう。

### 三 意匠と加飾仕様

#### 婚礼調度の基本仕様

江戸時代の大名婚礼調度は、所用者ごとに特徴的な意匠で統一されたことと知られる(27)。本史料には、婚礼調度は器種と員数に続き、器物の表側・内側・底裏、内容品、金具、紐、附属品、包布、収納箱の仕様が書き出される。左記に、もつとも簡潔な記述の例として33「御角赤 大小」を挙げる。

一御角赤 大小 式

黒塗牡丹唐草高蒔絵御紋入

内濃村梨子地底裏薄梨子地

銀鉞御紋毛彫

紅緒房付

御敷紙

浅黄羽二重御服紗

外家 式

溜塗木綿袋打真田付

維君の婚礼調度の大半は「黒塗牡丹唐草高蒔絵御紋入」と記され、黒塗に牡丹唐草文に葵紋を散らした意匠を高蒔絵で施したものと解釈できる。内側は濃村梨子地、底裏は薄梨子地であり、金具は銀製、収納箱は溜塗に木綿袋打の真田紐がつく。この仕様は、御角赤のほかに四十件余りに共通

94	御鏡臺	一箱
95	御臺十能	一箱
96	御瓶子	一箱
97	入子御硯蓋	一箱
98	御乱宮	一箱
99	御側御用掛御硯宮	一箱
100	御短冊宮 御厨子用	一箱
101	御鏡	一箱
102	御料紙硯箱	二箱
三十二番御長持		白木 花色木綿御油単掛
103	御色紙宮 御厨子用	一箱
104	御茶箆筥	一箱
105	御楊枝箱	一箱
106	御塵取	一箱
107	御文宮	一箱
108	御茶通宮	一箱
109	御次炭取	一ツ
110	御次臺十能	二ツ
111	御次火のし	一ツ
112	御次手燭	三ツ
三十三番御長持		白木 花色木綿御油単掛
113	御水桶	一對
114	御双六盤	一箱
115	御手焙	一箱
116	御次小屏風	一雙
三十四番御長持		白木 花色木綿御油単掛
117	御蒼朮焚	一箱
118	御机	一箱
119	御物裁宮	一箱
120	御毛垂箱	一箱
121	大御文宮 御厨子用	一箱
122	御物裁板	一箱
123	御毛垂宮	一箱
124	御畳紙宮	一箱
125	御鏡建	一箱
三十五番御長持		白木 花色木綿御油単掛
126	御臺子	一箱
127	御硯宮 御文臺添 御書棚用	一箱
128	御耳手洗	一箱
129	御臺輪 御嗽茶碗添	一箱
130	御櫛宮	一箱
131	御次ほんほり	六ツ
三十六番御長持		白木 花色木綿御油単掛
132	毛體押	二十本
133	ほんほり	大小六ツ
134	御次臺火鉢	二ツ
三十七番御長持		白木 花色木綿御油単掛
135	御角たらひ 御はんそう共	一箱
136	御文臺	一箱
137	御文宮	三箱
138	唐かね御花生	一箱
139	御炭取	一ツ
140	御畳紙宮	一箱
141	堅御目録宮	一箱
142	横御目録宮	一箱
143	御ふた置	一箱
144	外ニ三品	
三十八番御長持		白木 花色木綿御油単掛
145	御角赤 御厨子用	一箱
146	御手焙	一箱
147	御手拭掛	一箱
148	御硯宮	一箱
149	御見臺	一宮
150	御文箱 大小	二箱

151	革包横御目録宮	一箱
152	右同堅御目録宮	一箱
三十九番御長持		白木 花色木綿御油単掛
153	夏御六尺看板	八人前
154	同御手廻り看板	十七人前
155	同羽織	十七
156	帯	二十五筋
157	大燭台	二本
以下、個別に記載		
158	大御廣蓋	二箱
159	御たらい	一箱
160	御手焙	一箱
161	御呉服通宮	一箱
162	御次御煙草盆	一箱
163	御花瓶	一對一箱
164	御風炉釜	一箱
165	御次半銅	二ツ
166	御荷辨當 棒添	一荷
167	御水桶棒	一本
168	火入灰吹	十組
169	二枚折御屏風	二双一箱
170	鬼面火鉢	三
171	御花桶	一箱
172	御次屏風	二双
173	丸行燈 油さし壺 火皿拾枚添	十
174	御衣桁	一箱
175	御燭台 大小	二對
176	御手燭	一箱
177	御行燈	一箱
178	御掛盤	一箱
179	御鉢臺	一箱
180	御鉢	一箱
181	錫御湯桶	一箱
182	同御水指	一箱
183	御茶碗	三十組
184	御焼物皿	三枚
185	御鱈皿	三枚
186	御深皿	三枚
187	御中皿	十枚
188	御小皿	二十枚
189	御大猪口	三ツ
190	御小猪口	三ツ
191	御差身皿	三枚
192	御茶之碗	二十
193	真鍮三足	三箱
194	御煙草盆 行燈形	五箱
195	同 香盆形	三箱
196	御湯盆	一箱
197	御通盆	一箱
198	御茶臺	二箱
	黒塗御紋付	五ツ
	黒塗牡丹唐草蒔絵	三ツ

凡例

- ・「御品物書」の表記に従い、箆筥・長持ごとに名称と員数を表にまとめた。読みやすさを考慮し、適宜一字あけを行った。通番は筆者による。
- ・※は記載なし。

表4 「御品物書」にみる婚礼道具

雑  
君  
の  
婚  
礼  
と  
婚  
礼  
道  
具

通番	名称	員数
壹番御草笥		黒塗御紋散シ 緋緞子御油単掛
1	絹縮御模様付 御下召都而附	四表
2	絹御模様附 御下召都而附	四表
3	御腰巻	一表
4	御附帯	十筋
5	御帯	十筋
貳番御草笥		黒塗御紋散シ 緋緞子御油単掛
6	絹御模様附 御下召都而附	六表
7	晒御模様附 御下召都而付	十表
8	縮緬御模様附御袷	九表
参番御草笥		黒塗御紋散シ 緋緞子御油単掛
9	縮緬御模様附 其外高類御単 御下召都而付	二十表
10	御湯かた	式包
11	白晒御帷子	十表
四番御草笥		黒塗御紋散シ 緋緞子御油単掛
11	白御小袖	十表
12	白御袷	十五表
五番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
13	地白縮子御小袖	五表
14	地黒縮子御小袖	五表
15	地赤縮子御小袖	一表
16	襪珍御小袖	一表
17	紅梅織御小袖	一表
18	地赤縮緬御模様附	一表
六番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
19	地赤縮緬御小袖	三表
20	黒縮緬御模様付	四表
21	桃色縮緬御模様付	三表
22	萌黄縮緬御模様付	一表
23	紫縮緬御模様付	一表
24	紅ひわた御模様付	一表
25	寫襪子御小袖	一表
七番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
26	寫縮緬御小袖	十表
27	白御袷	八表
28	御湯かた	五包
八番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
29	八丈高御小袖	十表
30	緋紋縮緬御小袖	五表
九番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
31	緋鹿の子紋りの類御小袖	十四表
十番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
32	緋縮子御小袖	十表
33	茶鹿子御小袖	六表
十一番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
34	白御小袖	六表
35	白御袷	二十七表
十二番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
36	白御小袖	十五表
十三番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
37	白御小袖	十五表
十四番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
38	緋縮緬御小袖	十五表
十五番御草笥		白木 花色縮緬御油単掛
39	御婦具佐	十五
40	御帯	九すし
41	御織物 表地 御寒錦差添	七巻
42	御附帯	十すし
十六番御長持		黒塗御紋付 緋緞子御油単掛
43	緋緞子大御夜具	一ツ
44	緋縮緬中御夜具	一ツ
45	紅御蒲団	一ツ

十七番御長持		黒塗御紋付 緋緞子御油単掛
46	白羽重(ママ)御蒲団	一ツ
47	緋縮緬御蒲団	一ツ
48	白羽二重御かひ巻	三ツ
十八番御長持		黒塗御紋付 緋緞子御油単掛
49	空色縮緬御模様付大御夜具	一ツ
50	緋縮子中御夜具	一ツ
51	御蚊帳	一張
十九番御長持		黒塗御紋付 緋緞子御油単掛
52	白越後御かひまき	二ツ
53	白晒御蒲団	三ツ
54	白羽二重御かひまき	一ツ
二十番御長持		黒塗御紋付 緋緞子御油単掛
55	花色緞子大御夜具	一ツ
56	緋縮緬中御夜具	一ツ
57	白越後御蒲団	一ツ
58	白晒御かひまき	一ツ
二十一番御長持		春慶塗 花色縮緬御油単掛
59	桃色縮緬御模様付御夜具	一ツ
60	桃色縮子御こたつ御蒲団	一ツ
61	御蚊帳	二張
二十二番御長持		春慶塗 花色縮緬御油単掛
62	ひわもへき御模様付大御夜具	一ツ
63	花色緞子御こたつ御蒲団	一ツ
二十三番御長持		春慶塗 花色縮緬御油単掛
64	萌黄縮緬大御夜具 御模様付	※
65	紅かは色縮子御こたつ御蒲団	一ツ
二十四番御長持		春慶塗 花色縮緬御油単掛
66	萌黄縮子御こたつ御蒲団	一ツ
67	白縮緬御蒲団	一ツ
68	白御晒かひまき	一ツ
二十五番御長持		春慶塗 花色縮緬御油単掛
69	白羽二重御蒲団	一ツ
70	緋縮緬御蒲団	一ツ
71	白晒御かひまき	一ツ
二十六番御長持		白木 花色木縮緬御油単掛
72	御しとね	八ツ
73	御座蒲団	六ツ
二十七番御長持		黒塗御紋付 浅黄緞子御油単掛
74	緋縮子中御夜具	一ツ
75	白縮緬御蒲団	一ツ
76	緋紋縮子中御夜具	一ツ
77	緋縮緬御蒲団	一ツ
二十八番御長持		白木 花色木縮緬御油単掛
78	御手廻御道具	
二十九番御長持		※
79	御手廻御道具	
三十番御長持		白木 花色木縮緬御油単掛
80	御菓子盆	二箱
81	塵籠	二箱
82	御硯蓋	二箱
83	御廣蓋	一箱
84	大御文箱	一箱
85	御手拭掛	一箱
86	御掛物棹	一箱
87	御鼻紙臺	一箱
88	御湯桶	一箱
89	御水引箱 御黒欄用	一箱
90	御側箱	一箱
91	御ふせこ	一箱
三十一番御長持		白木 花色木縮緬御油単掛
92	御鏡建	一箱
93	御櫛臺	一箱

し、これが維君の婚礼調度における基本であった。このほか複数を数える77「御文箱」では、その意匠は「桐三鳳凰」「御紋ちらし」「椿」「牡丹折枝」「波二千鳥」「花之丸」など多彩である。一方、「御次」や平常用の格下の道具では「黒塗唐草蒔絵御紋入」「黒塗牡丹折枝」「黒塗御紋ちらし」「黒塗御紋付」「黒塗」といった仕様であり、金具・収納箱も地塗の仕様に準じる。

基本の仕様を現存作品で確認すると、総体を黒塗とし、唐草模様を全面に廻らして、蔓の先に牡丹の花や蕾をつけ、葵紋を散らした意匠(図2)であり、記録が裏付けられる。ただし、「高蒔絵」は初音蒔絵調度の高蒔絵のような高低差はなく、金銀粉を蒔き分けて変化をつけた平蒔絵に、金粉の付描で模様の輪郭や牡丹の花びらなどを表すのみで、高蒔絵とは言い難い。付描にわずかに立体感があるため、これを高蒔絵と表現した可能性がある。

#### 婚礼調度の序列―地塗・蒔絵・意匠―

江戸時代は格式社会であり、大名婚礼調度においても、大名家や公家といった嫁ぎ先の家格、また使用場所や用途に応じて、漆工の加飾仕様に格の違があった。例えば、十七世紀の「御手道具蒔絵之御注文」によれば、地塗では格の高い方から濃梨子地・中梨子地・薄梨子地・飛梨子地(村梨子地か)・蠟色塗・黒塗・真花塗の七段階がある。さらに蒔絵では高蒔絵と中高(薄肉高蒔絵、意匠では「主要な模様と家紋散らし」)、「家紋散らし」「家紋付き」など、整然とした区分があった。<sup>29)</sup> 地塗・蒔絵・意匠を格に応じて巧みに組み合わせることで、道具の序列が細分化された。

『南紀徳川史』によれば、紀伊家では御三家、田安・一橋家へ嫁ぐ場合

は濃梨子地、公家へ嫁ぐ場合は村梨子地、大名家へ嫁ぐ場合は黒蠟色塗を最上として、各種の婚礼調度を揃えるのを理想とした。<sup>30)</sup> 例えば、御三家では一人の娘に対し、濃梨子地・村梨子地・黒蠟色塗の三種の婚礼調度を用意するが、公家では村梨子地・黒蠟色塗の二種、大名家では黒蠟色塗のみとなる。江戸時代は幕末まで婚礼の形式や揃えるべき器種は変わらないものの、時代が下がるにつれ、仕様の格が下がる傾向がある。<sup>31)</sup> 公家の近衛家へと嫁いだ維君の婚礼調度は、『南紀徳川史』にならえば、本来「村梨子地」以下の仕様で用意されるべきだが、本史料ではより格が下がる「黒塗」である。一方、意匠においては牡丹唐草に葵紋散らしを最上として、「黒塗牡丹折枝」「黒塗御紋ちらし」「黒塗御紋付」「黒塗」といった仕様があり、意匠に変化を持たせて道具の序列化を図っていることが確認できる。

「牡丹唐草」のような唐草模様は、江戸時代後期の婚礼調度に多く見られる典型的な模様である。唐草模様そのものは十七世紀から存在し、江戸時代中期には客座敷用など周辺の道具に採用されていたが、<sup>32)</sup> 十代將軍家治以降、主要な婚礼調度の意匠となる。十一代將軍家斉の娘たちの婚礼調度では、七女峯姫が「鉄線唐草」(文化十一年(一八一四)婚礼)、十一女浅姫が「桐花唐草」(文政二年(一八一九)婚礼)、十八女盛姫が「葵唐草」(文政八年婚礼)、二十一女浴姫が「松唐草」(文政十年婚礼)、二十六女永姫が「浮線菱唐草」(文政八年婚礼)と、主要な意匠が唐草模様で占められている。<sup>33)</sup> 維君の婚礼は家斉治世下の文化五年であり、その意匠は同時代の婚礼調度と比較しても大きな差異はなく、江戸時代後期の典型を示すといえよう。

#### 地塗の序列の逆転

ここで、本史料には器体の表側の仕様だけでなく、内側や底裏の仕様も

記載されている点に注目したい。先述の「御角赤」にみた「黒塗牡丹唐草高蒔絵御紋入 内濃村梨子地底裏薄梨子地」の仕様は、器物の表側は黒塗である一方、内側は濃村梨子地、底裏は薄梨子地であることを示す。先述の「御手道具蒔絵之御注文」によれば、地塗は濃梨子地を最上として七段階の序列がある。さらに表側が濃梨子地であれば、内側は薄梨子地か中梨子地、また中梨子地であれば飛(村)梨子地と、表側の地塗に対し、内側は表側よりも格下の地塗とする一定の法則がある。<sup>(34)</sup>しかし、本史料では外側よりも内側や底裏に格上の地塗が施されており、序列の逆転が生じている。

こうした内外における地塗の逆転は、蓋を開けた際の意外性を狙った特注品の硯箱などに散見され、江戸時代には決して珍しくはない。<sup>(35)</sup>しかし、大揃えの婚礼調度は数量が多く、その分、手間も費用も膨大となる。婚礼調度における地塗の逆転の実例として、寛延元年(一七四八)に尾張家から上杉家八代重定に嫁いだ豊姫(尾張家八代宗勝の娘)の婚礼調度「橘松竹南天蒔絵調度」米沢市上杉博物館蔵)を挙げておきたい。<sup>(36)</sup>この調度は、総体を黒塗とし、土坡から立ち上がる松の太木に橘と竹の風景模様を配し、葵紋を散らした意匠を薄肉の高蒔絵で表した調度で、鏡・鏡箱・鏡建・香道具・角赤手箱・挟箱が伝存する。鏡を除き、器物の外側は黒塗であるのに対し、香盆(図3)の底裏の高台内(図4)や鏡箱の見込は金粉を密に蒔いた濃梨子地、挟箱・角赤手箱の内側は村梨子地である。とりわけ香盆は黒塗の落ちていた外観からは想像できないほど、底裏は純度の高い金粉をさらびやかに蒔いた濃梨子地となっており、観る者の意表を突く。<sup>(37)</sup>

この地塗の逆転の理由としては、享保九年(一七二四)六月の御触書で、婚礼や贈答を万事軽くし、国持大名でも新規の漆工品は「軽き梨子地蒔絵に過ぐべからず」、大名の婦人の乗物や長持などは「黒塗蒔絵之紋より上

の結構いたすべからず<sup>(38)</sup>と儉約令が出されたことが考えられる。建前では黒塗の制約を守りつつも、内側や底裏といった目につかない部分には濃梨子地や村梨子地を施しており、梨子地の持つ格の高さに託して、尾張家と高い家格を誇る意識が窺える。

現存する維君の乗物や挟箱・茶弁当を確認すると、乗物の内側は玉状に金粉を蒔いた村梨子地(図1)、底裏は黒塗であり、<sup>(39)</sup>挟箱の蓋裏は乗物と同様の村梨子地、底裏は薄梨子地である。茶弁当は内側・底裏ともに黒塗だが、内容品である茶碗付の蓋裏はやはり玉状の村梨子地である(図5・6)。比較対象としては時代が下がるが、尾張家十四代慶勝の正室矩姫が弘化四年(一八四七)に二本松丹羽家から持参したとみられる松竹梅唐草蒔絵の守刀箱・髻箱・塵壺(図7)が、内外すべて黒塗であるのと対照的である。

維君の婚礼調度は、表向きは格下の黒塗であるが、内側の濃村梨子地に着目すれば、公家に嫁ぐ際の序列にかなう。第五章で詳述するように、維君の婚礼準備に際しては「厳敷儉約中」であるため、「萬端先格を離れ省略之事」と簡素化が図られている。<sup>(40)</sup>しかしながら、目に触れることの少ない調度の内側や底裏を、取えて費用と手間のかかる濃村梨子地や薄梨子地とするあたりに、御三家出身の新婦への配慮や家として体面を保つ必要性があったことが考えられる。

十一代將軍家斉の娘では、溶姫と純姫の婚礼道具が総体黒塗であるのに対し、内部を玉状に金粉を蒔いた玉梨子地とする例が報告されており、<sup>(41)</sup>地塗の逆転は必ずしも尾張家に限らない。江戸時代中期以降、將軍をはじめ大名の婚礼で儉約が唱えられ、器表の仕様が村梨子地や黒塗のみと制約を受けるなかで、内側や底裏の仕様が序列の対象となり、地塗の逆転が生じたと考えられる。

#### 四 絵画とその序列

江戸時代は、婚礼に際して婚礼調度だけでなく、室内を彩る屏風や掛物のほか、書棚に飾る絵巻などの絵画も用意された。<sup>(42)</sup> 本史料にも軸台を伴う14「御軸物」が一件、15「御懸(掛)物」は三幅対・二幅対・豎物・横物が九件、14「御屏風」は六曲一双や二曲一双・翠簾屏風・小屏風・風炉先屏風など十五件が記載されている。表具の仕様も詳細に記載されているが、ここでは割愛し、形態・員数・画題・絵師のみを表5にまとめた。

画題は花鳥画や名所絵・月次絵・和漢故事人物図・耕作図など多岐にわたる。とくに「小蝶(ついで)船遊之図」「源氏絵合松風等」の源氏絵のほか、「太真王夫人」<sup>(43)</sup>「西王母」「紫式部・清少納言」といった女性を描いた画題が多いのは、婚礼道具ゆえであろう。

絵師は十四名を数える。このうち掛物に名の挙がる狩野探幽や狩野栄川院典信・板谷桂舟(慶舟)広当・沈南蘋は、文化五年(一八〇八)の維君の婚礼準備時にはすでに故人であるため、既存の掛物を取り混ぜて婚礼道具を調製したことが窺える。したがって、維君の婚礼に際して新たに彩管を揮った絵師は、幕府の御用を務める奥絵師の狩野養川院惟信・狩野伊川栄信・住吉内記広行・板谷桂意広長、表絵師の狩野洞白愛信、尾張藩の絵師の今村養寿・神谷養朔・田村久三郎・河嶋雪亭・神谷養秋の総勢十名となる。

婚礼道具の絵画製作については、狩野晴川院養信の『公用日記』に詳しく、十一代將軍家斉の娘たちの絵画製作の例が知られる。家斉の娘の婚礼では、掛物(三幅対・二幅対・横物)、屏風(大屏風・中屏風・腰屏風・二枚折屏風)、

衝立・軸物などが複数の奥絵師によって分担製作された。画題は画一的で、花鳥画・山水画・名所絵・耕作図のほか、源氏絵が多いことが指摘されている。<sup>(45)</sup>

維君の絵画の道具立てや画題は、十一代將軍家斉の娘たちと大きな違いはないが、本史料では屏風に「御客前御囲」「常御座之間」「御化粧之間」「御寝所」と用途と使用場所が明記されている点が注目される。「御客前御囲」は来客時の使用、「常御座之間」「化粧之間」「御寝所」は維君が日常生活を送る居室での使用が意図されており、「御客前御囲」と「常御座之間」以下の部屋では担当絵師の身分が大きく異なる。前者は幕府の奥絵師、後者は尾張藩の絵師であり、明確に一線が引かれている。「御客前御囲」の屏風は、客人の目に触れ、また客人を迎えるハレの行事も想定されるため、名のある幕府の奥絵師に揮毫が求められたのであろう。壁貼付や障子など殿舎に付随する絵画では、殿舎の役割と機能に応じた画題や絵師の序列化が指摘されているが、移動可能な屏風においても担当絵師の区別があったことは特筆される。

なお、掛物の筆者も含め、幕府の絵師はいずれも維君の養父である尾張家九代宗睦の時代から頻繁に江戸上屋敷の市谷邸に出入りし、席画をはじめ御用を受けていた絵師である。<sup>(47)</sup> 栄川院典信・養川院惟信・伊川栄信は木挽町狩野家の六〜八代であり、少なくとも三代にわたって宗睦の御用を受けていたことが確認される。また洞白愛信は駿河台狩野家五代で、少なくとも父の四代洞春の代から市谷邸に出入りしていた。<sup>(48)</sup> 住吉内記広行と板谷桂意広長は、板谷桂舟広当の息子で、宗睦の特命を受けて親子三人で「東照宮縁起絵巻」(名古屋東照宮蔵)を製作したことが知られる。

一方、尾張藩の絵師の今村養寿・神谷養朔・田村久三郎・河嶋雪亭・神

表5 「維学心院様 御婚礼御道具帳写」にみる絵画

形態	員数	画題	絵師	絵師名(生歿年)・身分
御軸物	二卷	四季耕作	住吉内記筆	住吉広行(1754～1811) 奥絵師 住吉家5代
御懸物	九通			
三幅対	壺通	中 太真王夫人 左右 百禽	狩野栄川院筆	狩野典信(1730～90) 奥絵師 木挽町狩野家6代
三幅対	壺通	中 林和清 左右 山水	探幽筆	狩野探幽(1602～74) 奥絵師
三幅対	壺通	雪月花之繪 中 業平 左 紫式部 右 清少納言	内記筆	前出
二幅対	壺通	左 吉野 右 龍田	狩野養川院筆	狩野惟信(1753～1808) 奥絵師 木挽町狩野家7代
二幅対	壺通	左 雪中松梅岩ニ鴛鴦 右 雪中柳竹水中鴨	板谷桂舟筆	板谷広当(1729～97) 奥絵師 板谷家初代
豎物	壺幅	福祿寿	狩野伊川筆	狩野栄信(1775～1828) 奥絵師 木挽町狩野家8代
豎物	壺幅	小(ママ)蝶船遊之図	板谷桂意筆	板谷広長(1760～1814) 奥絵師 板谷家2代
横物	壺幅	菊慈童	狩野洞白筆	狩野愛信(1772～1821) 駿河台狩野家5代
横物	壺幅	柳唐鴨	南頰(ママ)筆	沈南蘋(1682～1760?)
御屏風	拾五双			
御客前御囲共 三双之内	六枚折 壺双	表 惣金紅白梅 裏 印金紙	養川院筆	前出
	六枚折 壺双	表 桐鳳凰 裏 惣金墨絵岩	伊川筆 佳(ママ)意筆	前出 前出
	六枚折 壺双	表 源氏絵合松風等 裏 吉野滝田	桂意筆	前出
常御座之間 式双之内	六枚折 壺双	表 西王母 裏 印金紙	養寿筆	今村養寿(?～1808) 尾張藩御用絵師 惟信門人
	六枚折 壺双	表 四季山水琴碁(ママ)書画 裏 柳ニ燕	養寿筆	前出
御化粧之間	六枚折 壺双	表 十二月景色 裏 印金紙	養朔筆	神谷養朔(?～1824) 尾張藩御用絵師 神谷栄寿(今村養寿か)の子
御寝所	六枚折 壺双	押繪 表 定家卿十二月歌意 裏 印金紙	久三郎	田村久三郎(?～1818) 尾張藩御用絵師 板谷桂意門人
	六枚折 壺双	表 四季之鶴 裏 印金紙	雪亭筆	河嶋雪亭(生歿年不明) 尾張藩御用絵師
御翠簾屏風	壺双	表 惣金桃桜 裏 印金紙	養寿筆	前出
御小屏風	壺双	表 牡丹之画 裏 惣金竹	養秋筆	神谷養秋(?～1811) 尾張藩御用絵師か
御小屏風	壺双	表 松竹梅鶴亀 裏 大和耕作	養朔筆	前出
風呂先二枚折	壺双	表 住吉小鷹狩 裏 惣金梅	久三郎	前出
		表 秋野々 裏 水鳥		
式枚折	壺双	表 桜ニ孔雀 桐ニ鳳凰 裏 若松	養朔筆	前出
		表 牡丹 裏 印金紙		
同断	壺双	表 牡丹 裏 印金紙	久三郎	前出
御次屏風	拾双	からかみ張 土佐張		

凡例

- ・形態・員数・画題・絵師については本史料の表記に従った。但し、読みやすさを考慮し、適宜一字あけを行った。
- ・絵師名(生歿年)・身分は筆者による。

谷養秋は、いずれも現存作品に乏しく、記録のみで存在が知られる者が多い。今村養寿は狩野養川院惟信の門人<sup>(49)</sup>で、神谷家とは縁戚関係にあったと考えられ、神谷養朔・養秋<sup>(50)</sup>ともに狩野派の画系である。また田村久三郎は、板谷桂意広長の門人で絵の心得があったことから絵師として抱えられた<sup>(52)</sup>。河嶋雪亭は寛政十二年から尾張家から扶持三人分を受けている。『無名翁随筆』に名が見える雪舟画系の「川島雪亭」は尾張藩の上屋敷があった「市ヶ谷」に住したことから同一人物である可能性が高い<sup>(53)</sup>。

幕府の奥絵師や表絵師が藩主の御前で席画を行うなど重用されたのに対し、尾張藩の絵師は年頭の挨拶に藩主に目通りする程度で、御目見えすることは難しかった<sup>(54)</sup>。名の有無だけでなく、こうした身分の差が屏風の格付けにも反映されているとみられる。表と奥(公と私)やハレとケ(非日常と日常)の区別を明確にし、格式や名を重んじた江戸時代ならではの絵画製作の一面が窺えるとともに、その序列のありようは、婚礼調度の仕様と軌を一にするものといえよう。

## 五 裏御殿の造営と付人

### 両家間の取り決め

前章まで維君の婚礼道具における蒔絵調度および絵画とその序列について述べてきたが、陽明文庫蔵の一連の文書からは、婚礼道具のみならず、両家間で交わされた書状や諸記録を通じて、維君の婚礼における両家間の取り決めや準備過程も詳細に確認できる。尾張家と近衛家、すなわち大名家と公家との婚姻は、將軍家と大名家、あるいは大名家間での婚姻とは異なる点も垣間見えるため、本章では婚礼道具にとどまらず、維君の住居

となった裏御殿の造営とそこに派遣される付人の存在という大きな特徴についても触れておく。

第一章で触れたように、近衛家から申出のあった縁組は、文化三年(一八〇六)九月十七日付の書状により尾張家から縁組の内諾を得て、婚礼の準備は両家間で内密に進められた。翌四年三月四日には、近衛家諸大夫の斎藤若狭守が江戸へ赴き、尾張家の付家老である成瀬正典、用人の中野甚五兵衛と対面したうえで折衝が重ねられた。同年八月上旬に縁組が公表され、同五年二月中に入奥が予定されるなか、尾張家から婚礼準備に関する取り決めが打診された<sup>(55)</sup>。その内容は、左記の三点である。

- ① 厳敷儉約中ニ付、御婚礼式諸道具、附属人数等を初、平生之調度ニ至迄、萬端先格を離れ省略之事
- 但、年中御祝ひ事并御遊興御取かわしの品々までも、可成丈御手輕之御儉素第一之御仕向ニ被在之度事
- ② 裏御殿、是迄之御住居向、御文庫等迄も御用ひニ相成、無御余儀之分はかり建副之事
- ③ 御表方江米金等被進之品御座あるましき事

(丸付き数字・読点は筆者による)

①は厳しい儉約中であるため、婚礼式の諸道具や維君付(役人や使用人、女中)の人数、日常で用いる調度に至るまで、すべて先格を踏襲することなく省略し、年中行事の祝儀の贈答なども儉素第一とする。ここでいう先格とは、延享二年(一七四五)に近衛内前に嫁いだ頼君の婚礼を指す(表1参照)。②の「裏御殿<sup>(56)</sup>」と呼ばれる維君専用の殿舎については、これまでの

御住居向を使用し、余儀なき場合にのみ建て添えるとある。③の「御表方」は近衛家の表向き、すなわち夫となる基前を中心とした近衛家の家政を指すと考えられ、そこへ米や金銭などを提供することを禁じる内容である。

しかし、これはあくまで尾張家からの打診内容であり、必ずしもその通りに進められた訳ではなかったことが、それぞれの条文に付された付札の文言から確認できる。

①の付札「此儀御尤ニ承り申候、御直ニ申入候通、程よく御取斗可被下候事」

②の付札「此儀御直談ニ御承知被下候通、程よく御裏御殿御造作被進候様致度候事」

③の付札「此儀、此御方分被 仰入り之義ハ無御座候間、御都合次第ニ而宜敷候事」

①の婚礼式や諸道具の調製、付人の省略、祝儀の贈答の儉素化については特に異議はなく、③の米・金等の提供についても近衛家側からの要望でもないため問題ないとされた。しかし、②の裏御殿については、尾張家の申し出に反し、新たに造営されることとなった。

表6 維君の付人

役人	附用人	1
	同醫師	1
	同用役	3
	同侍目附	3
	同侍	2
	同用達	1
	同物書	1
	同歩行	6
御歩行以下	御臺所人	2
	御賄人	2
	同心組頭※	2
	同心組	20
	御中間	27
御下男	5	
小計	76	
女中	上臈	1
	老女	2
	御若年寄	1
	中臈	6
	小性	2
	表使	1
	右筆	1
	次	4
	三之間	4
	中居	3
	使番	1
	茶之間	1
	走女	5
小計	32	
計	108	

※は御中間頭支配兼。

### 裏御殿の造営と付人

新婦専用の御殿といえは、將軍の姫君が大名家に嫁ぐ際、大名家側では江戸屋敷に「御守殿」「御住居」と呼ばれる姫君専用の御殿を新築して迎え、幕府からは付人や女中が派遣されたことが知られる。<sup>57</sup>しかし、維君の婚礼では、裏御殿の建築費を新婦側の尾張家が負担した。後日、先例として頼君の御殿の図面や当時の敷地図などに加え、裏御殿の各部屋の一坪当りの見積もりが近衛家側の棟梁から提出されたが、高額であったため、尾張家側で再度見積もりが行われた。最終的には江戸から作事方下役や棟梁・肝煎大工・諸職人が派遣され、八月二十一日に地鎮祭を行い、年内の完成を目指して裏御殿・御懸屋敷・長屋の作事に取り掛かっている。

裏御殿には、梁二間の上段を備える御対面所<sup>58</sup>・御座之間<sup>59</sup>・御寢所<sup>60</sup>・御居間<sup>61</sup>・御次<sup>62</sup>・御次口<sup>63</sup>・御三之間<sup>64</sup>・御化粧之間<sup>65</sup>があり、これに御玄関<sup>66</sup>・御次并女中溜辺<sup>67</sup>・使者之間<sup>68</sup>・上御廊下<sup>69</sup>・御臺所<sup>70</sup>・御湯殿<sup>71</sup>・御両便所<sup>72</sup>・諸役所<sup>73</sup>・御納戸<sup>74</sup>・次廊下<sup>75</sup>・長局<sup>76</sup>・物置<sup>77</sup>・次湯殿<sup>78</sup>・次両便所<sup>79</sup>が備わっていたとみられる。裏御殿の主人である維君の居住空間や維君付の女中の詰所や住居のほか、「諸役所」は維君付の男性の役人が事務をつかさどる詰所と考えられ、これは大名家の奥向でいう「広敷向」に相当する。また、裏御殿とは別に建てられた御懸屋敷と長屋は、維君付の役人や使用人たちの住居であろう。

維君の婚礼に際しては、附用人の森川喜兵衛を筆頭に男性の役人十八人<sup>62</sup>、御歩行以下が五十八人<sup>63</sup>、また女中は上臈以下三十二人の総勢百八人が尾張家から派遣された(表6)。①の取り決めて、維君付の役人は婚礼道具と同様に「萬端先格を離れ省略之事」とされている。この人数は、文化三年に尾張

家十代斉朝に嫁いだ十一代將軍家斉の長女淑姫の公儀付人五十七人、女中七十一人<sup>(66)</sup>の総勢百二十八人と比較すると八割ほどではあるが、決して少ない人数である。將軍家の「御守殿」「御住居」はよく知られるところだが、尾張家においても婚礼の際に同様の制度が採られていたことは特筆されよう。

先述した屏風は、維君の住居となる裏御殿での使用を想定した上で、使用場所が指定されたとみられる。維君の婚礼は、婚儀やその後に必要な道具のみならず、居住空間である裏御殿、またその生活を支える付人である尾張藩士や女中も含め、いわば丸抱えで尾張家が用意した。婚礼準備や道具の調製、付人の人数などは儉約を旨としつつも、実際には大規模な製作・組織体制が敷かれていたのである。

## 六 維君の婚礼道具のゆくえ

### 婚礼道具の再利用

はじめに触れた通り、維君の婚礼調度の一部として、乗物をはじめ挟箱や茶弁など五件七点<sup>(66)</sup>が徳川美術館に現存する。近衛家から尾張家へ返還され、さらに蓑箱一件を新調補充したうえで、同家十四代慶勝の正室矩姫の婚礼道具として再利用されたことが、小池富雄氏によって明らかにされている<sup>(68)</sup>。

矩姫は、一万七白石の小大名である奥州二本松の丹羽長富の娘で、弘化四年（一八四七）十一月十三日に尾張家の分家である高須松平家（石高三万石）の世子慶勝（当時は義恕）と「内々婚姻」し、嘉永二年（一八四九）四月二十八日に正式に婚姻した。しかし、翌月六日に尾張家十三代慶藏が急逝したた

め、慶勝が本家の養子に迎えられ、六月四日に尾張家を相続した。このため、矩姫も夫に伴い、江戸上屋敷の市谷邸内に設けられた矩姫専用の松御殿に入った。

徳川美術館には、矩姫の実家である丹羽家の家紋である直違紋<sup>すじかいもん</sup>を付けた黒塗の松竹梅唐草蒔絵の髻箱<sup>かもしばこ</sup>・塵壺<sup>ちんぼ</sup>・守刀箱<sup>まもりばこ</sup>のほか、家紋のない梨子地の松竹梅唐草蒔絵の雛道具<sup>ひなぐし</sup>などが所蔵されており、これらは矩姫が高須松平家に嫁いだ際に持参した婚礼道具であったと考えられている。しかし、これらの持参道具では尾張家の正室の格式に見合わないと判断されたためか、格式に応じた矩姫の婚礼道具を整える必要が急遽生じたものの、厳しい財政事情もあり、弘化四年七月二十六日に歿した維君の婚礼道具の再利用が企図されたと考えられている<sup>(71)</sup>。

### 近衛家に残された婚礼道具

矩姫が藩主の正室として尾張家に迎えられた嘉永二年、江戸在住で御用人格の武野新右衛門から、当時、無役であった尾張藩士の天野藤十郎と千賀与八郎に対し、近衛家に残された維君の婚礼道具についての問い合わせがあった。同年十月から十二月にかけて御広敷御用人や関係各所から返答として寄せられた書状五通が、名古屋市蓬左文庫に所蔵されている<sup>(72)</sup>。このうち御広敷御用人からの書状二通には、「京地ニ御残相成候御品等之廉ハ不相見趣」とある。京都の近衛家に残された維君の道具は「廉<sup>やす</sup>っぽくは見えなかった」という趣旨であり、尾張家正室の格式にふさわしい矩姫の婚礼道具を整えるにあたり、「廉」でないことが重要視されていたことがわかる。

しかし、近衛家に残された婚礼道具の探索は容易ではなかった。かつて

維君付の御用役を務めた神谷喜左衛門の書状には、維君の歿後に婚礼道具の整理に立ち会った御用人の今泉源内からの聞き取りを踏まえ、婚礼道具がいかに整理されたか、またその所有権がどのように認識されていたかが示されている。左記に一部を紹介する。

①上々様方江之為御遺物被進物を初メ、  
②近衛様江御譲りニ相成候御道具類、尾地江相廻り候御道具類并夫々江被下ニ相成候品々共、委細御指圖之通取斗、就中 近衛様江御譲りニ相成候御道具之内、御手道具之分者、不残大奥溜り間ニ並へ立、御附老女并御用役立合ニ而帳面ニ引合、表方老女江引渡請取書取置、表向江引渡候分者、御對面所等ニ並へ置、是又帳面ニ引付、御家司江引渡請取書取、夫々取束、源内分委曲申達候覚悟ニ御座候、夫ニ付御内々演説ニ而、御咄申候通、右奥廻り之御道具之儀者、殊更 近衛大御所様、深御内慮之趣茂被為在候由ニ而、御本殿江御引取者不被遊、其儘 舊御殿奥御土蔵ニ被指置、全く御預り之御心得ニ被為在候由、在京中老女分粗承知罷在候、然處下々ニ而者、專 大御所様之御素意を酌取、最早其比ニ而茂、御預り之御道具与而巳相唱候付、其後表方夫々役々茂退隱等ニ相成候間、決而唯今ニ而者、御譲り之名目者致消滅候儀与被察候付而者、甚敷愚按ニ而推量ケ間敷候得共、右御預りの名目を御聞取ニ相成、別段京地ニ残居候御道具茂有之候事歟与御不審ニ相成、御尋御座候哉も難斗

(読点、丸囲み数字、傍線は筆者による)

維君の歿後、その婚礼道具は①親類への形見分け、②近衛家へ御譲りの道具、③尾張家へ送る道具、④家臣や女中へ下賜した道具と分けられた。

問題の近衛家に残された道具とは、②の御譲りの道具を指す。近衛家へ御譲りの道具のうち、御手道具はすべて大奥溜り間に並べ、維君御付の老女と御用役の立ち合いのもと、帳面と突き合わせて、近衛家の老女へ引き渡した。さらに、このうち表向きへと引き渡す道具は、御對面所に並べ立て、同様に近衛家の家司へ引き渡した。

しかし、近衛大御所様(忠熙)は、道具を近衛家の本殿に引き取ることなく、そのまま旧御殿の土蔵に残し置いた。その理由は、忠熙が「御預り之御心得」であったためとする。つまり、名目は「御譲り(譲渡)」であっても、あくまで近衛家が預かった道具であり、所有権は実家の尾張家に帰属するという認識が忠熙にあったことを示す。神谷は、現状ですすでに御譲りの名目は消えていると推量しつつも、維君御付の役人が近衛家から退隱した現在では、「御預りの名目」を持ち出して、近衛家に残された道具について問い合わせることは不審に思われ、実際には、問い合わせが難しいと述べている。

婚礼道具は、歴代当家が代々伝えていくべき性質のものであった表道具とは異なり、所有者個人に帰属するものとされ、所有者の意志で、生前から親族や関係者などに分与され、また歿後にも形見として分与されたことされる<sup>(76)</sup>。しかし、拙稿で指摘したように、婚家で用意された待請道具は、所有者が死去した後、多くが婚家に残され、適宜新調して補充し、別の正室の待請道具として再利用されており、所有権は所有者個人というよりも、婚礼道具を製作した家側にあつたと理解すべきであろう。上記の書状からも、実家から持参した婚礼道具は、婚家にとつては「御預り之御道具」であり、所有権は実家にあるという当時の認識が確認できる。

しかし、たとえば実家に所有権があつたとしても、嫁ぎ先に一旦収納され

た道具については、所有者の死からわずか数年とはいえ、その有無を問い合わせることもすら困難であった現実が垣間見える。書状の続報は残されていないため、現存する乗物や挟箱などがいつ尾張家に返還されたかは不明であるが、維君の死去や矩姫の婚姻の時期・経緯からみて、矩姫への形見分けではなく、尾張家の所有権を前提にした返還であった可能性が大きいと考えるべきであろう。

## おわりに

本稿では、江戸時代後期に尾張家から近衛家へ嫁いだ維君の婚礼の際に用意された婚礼道具について、その道具目録である本史料を中心に検討してきた。維君の婚礼は、御三家筆頭の尾張家と公家筆頭の近衛家という高い資格を誇る家同士の結びつきであり、その準備や婚礼道具の調製には、儉素を旨としつつも、家格や体面を重んじる当時の社会状況が色濃く反映されていた。とりわけ婚礼調度は、その意匠や加飾仕様に厳格な序列があり、器表は黒塗であつても内側や底裏には格上の地塗(濃村梨子地・薄梨子地)が施されるなど、見えない部分にまで序列化が図られていた。

江戸時代の大名や公家の婚姻は、個人ではなく家と家の結びつきであり、政治的な要素を多分に含んでいた。婚礼道具は新婦の生活を支える単なる道具に留まらず、威信財としての側面を持ち、維君の婚礼調度や絵画にみる序列は、そのありようをよく示している。また維君の婚礼道具の一部は後世に再利用されたが、その分与の実態から、婚礼道具の所有権が維君個人ではなく実家の尾張家にあつたことを指摘した。

さらに、維君の婚嫁に伴い、裏御殿が造営され、付人が多数派遣された

ことも明らかにした。尾張家から派遣された付人は交替しつつも、維君が死去するまで三十八年の長きにわたつて常駐し続けた。文政八年(一八二五)には忠熙の正室として島津斉宣の娘郁姫が嫁いだことから、薩摩藩との接点も生まれ、とりわけ維君が晩年を過ごした隠居屋敷である御花畑邸は、尾張藩士が京都で他藩と交流する窓口ともなっていた。<sup>(77)</sup> 維君を結節点として人脈と情報が集約され、明治維新の際に尾張家が御三家ながら新政府側に付くにいたる政治的な土台となったことは注目される。<sup>(78)</sup>

婚礼道具における序列化、裏御殿の造営や付人の派遣など、婚礼をめぐる諸側面を具体的な史料に基づいて明らかにすることで、江戸時代後期の大名・公家間の婚礼文化や婚礼道具の社会的意義についても新たな知見を得ることができたといえよう。今後も、こうした具体的な事例研究を積み重ねることで、江戸時代の婚礼文化や女性史のさらなる解明につなげたい。

## 註

- (1) 本稿では「初音の調度」や「菊折枝蒔絵調度」のように、統一した意匠の蒔絵を施した漆器の道具類を指す場合には「婚礼調度」、それ以外の絵画や衣服など諸道具も含む場合には「婚礼道具」と呼称する。
- (2) ① 灰野昭郎「日本の美術 二七七 婚礼道具」(至文堂、一九八九年)。  
② 「徳川美術館蔵品抄七 婚礼」(徳川美術館、一九九一年)。
- (3) ① 「大名家の婚礼」お姫さまの嫁入り道具」(仙台市博物館、二〇〇〇年)。  
② 野口朋子「十一代將軍徳川家斉期の婚礼道具に関する基礎研究」(『デアルテ』三五、九州藝術学会、二〇一九年)。
- (3) 徳川三代將軍家光の長女で尾張家二代光友の正室千代姫の婚礼調度「初音の調度」は、千代姫が歿して三年後に整理された「霊仙院様御道具目録」に記載される(「徳川美術館蔵品抄三 初音の調度」(徳川美術館、一九八五年)。また尾張家九代宗睦の正室好君と十一代斉温の継室福君の婚礼調度である「菊折枝

蒔絵調度」は、「転院院様御道具帳」および福君の歿した翌年に整理作成された「天保二十五年俊恭院様御道具帳」に記録される(前掲註②)②参照。

吉川美穂「俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度」〔金鯢叢書〕四五、徳川黎明会、二〇一八年。

(4) 維君は、琴姫から維姫、さらには維君と改名しているが、本稿では煩雑を避けるため、維君の名で統一する。

(5) 小池富雄「黒漆蒔紋散牡丹唐草蒔絵調度について―近衛基前夫人維君の婚礼調度―」〔金鯢叢書〕二二〇、徳川黎明会、一九九三年。

(6) 柳田直美「和宮(親子内親王)の婚礼道具」〔皇女和宮―幕末の朝廷と幕府―〕東京都江戸東京博物館、一九九七年。

田嶋充子「近世大名の婚礼道具―加賀前田家史料を題材とする事例研究―」〔年報 美術工芸研究〕一〇、二〇〇九年。

山崎会里「近世における將軍家婚礼道具の意匠について―長野県立歴史館所蔵「丁子唐草蒔紋蒔絵調度」の位置付け―」〔長野県立歴史館紀要〕一九、二〇一三年。

前掲註②④野口氏論文。

(7) 吉川美穂「婚礼道具としての絵画製作」〔葵〕一三三、徳川美術館、二〇二四年。

(8) 維君の事績は、特に注記がない場合、基本的に「御系譜」〔名古屋蓬左文庫編〕名古屋叢書三編 第一巻 尾張徳川家家譜 名古屋市教育委員会、一九八八年)に基づく。

(9) 「江戸御小納戸日記」文化二年(一八〇五)八月十一日条(徳川林政史研究所蔵。尾二一三六)によれば、維君は「御積氣」であった。積氣は胸や腹の差し込むような激痛を伴う病気をいう。

(10) 高橋あけみ「大名家の婚礼について」〔大名家の婚礼―お姫さまの嫁入り道具―〕仙台市博物館、二〇〇〇年。

(11) 「江戸御小納戸日記」文化三年九月九日条、文化四年正月二十一日条、同年三月二十八日条(徳川林政史研究所蔵。尾二一三七―一三二)。

(12) 「文化三丙寅年 尾州琴姫様 御縁組往來覚 一 御用部屋」〔陽明文庫文書

分類目録〕家門篇三一―六七九二。

(13) 「尾張様江門台院宮御方御口状 八月廿七日付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三二―七四九二。

尾張様江門台院宮御方御口状

弥御安全被成御座目出度思召候、琴姫様御義、此度加州表御離縁之義、為御知被仰進委細御承知被成候、然ル処早々被仰進候儀も御遠慮思召候得共、内大臣殿今以御縁組等不被為在、彼是御心急三思召候三付、何卒

琴姫様御事、内大臣殿江御縁談之儀、御取結被成度思召候、其御方様御先々厚御縁続之儀ニ被為有候得者、御領掌被進、早々御熟縁被為在候得者、甚御安心三思召候、何分可然御頼被仰入候、何分此段以御使被仰進候、以上、

八月廿七日

圓臺院宮御使 立野対馬守

(14) 白根孝胤「御三家における縁戚関係の形成と江戸屋敷―尾張家を中心として」〔徳川林政史研究所研究紀要〕四一、徳川黎明会、二〇〇七年。

(15) 「瀧川忠暁・成瀬正寿・成瀬正典書状 斎藤若狭守・山科筑前守・佐竹織部正宛 九月十九日付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一―六七九九。瀧川忠暁は江戸詰の家老、成瀬正寿は正典の子である。

為 仰御状致拜見候、其御所被為揃、弥御安泰被成御座、尾張殿珍重被

存候、當方無異儀被在之候、然者 御所江琴姫御方御縁組御頼之通、當月七日被仰出目出度御満足思召候、圓臺院宮御方二茂御同様御満足思召候、仍為御知被仰進候旨、御紙面之趣相達候處、被致承知御同然、幾久敷目出度被存候、猶追々御嘉儀可被仰合候、此段定相達旨被申付候、恐惶謹言  
九月十九日

滝川豊後守忠暁(花押)／成瀬主殿頭正壽(花押)／成瀬隼人正正典(花押)  
斎藤若狭守様／山科筑前守様／佐竹織部正様

(16) 「成瀬隼人正書状写 廣橋前大納言宛 九月十一日付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一―六七九七・一六七九八。

(17) 文化七年(一八一〇)九月十八日に、維君は袖留の儀を行い、同年十二月に基

前の娘(常心院)を養女とするものの、同十年七月十三日に娘は死去した。同十三年正月二十七日に辰君(忠熙)を実子分とする(註(8)前掲書)。

(18) 前掲註(3)拙稿。

(19) 書誌的情報については、前掲註(5)小池氏論文による。

(20) 大名の婚礼では、婚儀の際に両家の家老の間で貝桶渡し(の儀)を行う通例だが、近衛家に嫁いだ維君の婚礼では貝桶渡しの儀は行なわれなかった。前掲註(12)による。

(21) 大奥女中の職名に「御次」があり、道具や献上物の持ち運び、対面所などの掃除、召人の斡旋などを司る女中を指す(竹内誠・深井雅海・松尾美恵子編『徳川「大奥」事典』東京堂出版、二〇一五年)が、この場合は単に一段格下の道具を指すと考えられる。あるいは第五章で述べるように、維君が居住した裏御殿には「御次」と呼ばれる部屋があるため、そこに置かれることを想定したものととも考えられる。

(22) 「陽明文庫文書分類目録」(家門篇三二七四七)。

(23) 丈の短い衣類で、背に主家の紋所などが染め抜かれている。

(24) 婚礼道具の服飾品については、他家と内容的には変わらないものの、「火事装束」が含まれていない点が注目される。

北村典子「江戸後期松代藩真田家にみる大名の婚礼道具」三千姫・峯姫の事例」(『松代』一三、松代文化施設等管理事務所、二〇〇〇年)。

佐々木佳美「江戸時代後期平戸松浦家における婚礼調度としての服飾品」(『服飾美学』六二、服飾美学会、二〇一六年)。

(25) 「御手道具」については、左記の①〜③を参照した。

①小池富雄「寛永十六年六月吉日 幸阿弥清三郎良尚筆「御手道具時絵之御注文」の研究」(『金鏡叢書』一六、徳川黎明会、一九八九年)。

②堀内信「南紀徳川史」一四(名著出版、一九七一年)。

③前掲註(2)④野口氏論文。

①十七世紀の「御手道具時絵之御注文」には、「御手道具」として貝桶や三棚・化粧道具・文房具・香道具・茶の湯道具・遊戯具・飲食器など百十七点

は、洗面具・化粧道具の類が列記される。③十一代将軍家斉の娘で加賀前田家に嫁いだ溶姫の婚礼道具では、「手道具」の内訳は「貝桶、簾絹張、犬張子、褌目御弓、日傘、筒守、茶弁当、棚物など」が挙げられる。

(26) ちなみに文化五年二月十一日の婚礼に先立ち、正月廿日に「長持五十棹斗」到着との記事(前掲註(12)参照)が確認されるものの、本史料の長持の総計七十棹に比較して少ないため、婚礼道具は数日に分けて運ばれたとみられる。

(27) 荒川浩和・小松大秀・灰野昭郎「近世大名婚礼調度について(上・下)―近世漆工藝基礎資料の研究―」(『MUSEUM』四一九・四二〇、東京国立博物館、一九八六年)。

前掲註(2)①灰野氏書、④野口氏論文。

(28) 前掲註(25)①小池氏論文。

(29) 前掲註(10)高橋氏論文。

(30) 前掲註(25)②堀内氏書。

(31) 前掲註(10)高橋氏論文。

(32) 前掲註(10)高橋氏論文。

(33) 前掲註(2)④野口氏論文・(6)山崎氏論文。

(34) 前掲註(25)①小池氏論文。

(35) 清水久兵衛作「波月時絵硯箱」静嘉堂文庫美術館蔵(「時絵」漆黒と黄金の日本美)―京都国立博物館、一九九五年)、重要文化財「紫宸殿時絵硯箱」個人蔵(「大時絵展」漆と金の千年物語)朝日新聞社、二〇二二年)などがある。

(36) 米沢市上杉博物館「上杉家 葵の姫のものがたり」徳川家三姉妹の守刀」(米沢市上杉博物館、二〇一九年)。

(37) 吉川美穂「尾張徳川家の姫と婚礼調度」(前掲註(36)所収)。拙稿では、底裏を「薄梨子地」としたが、「濃梨子地」と訂正したい。

(38) 「御触書寛保集成」十九、儉約之部一〇七五(岩波書店、一九三四年)。

(39) 前掲註(5)小池氏論文。

(40) 「口状写」(『陽明文庫文書分類目録』家門篇三一・一六八二三・一六八二四)。

(41) 前掲註(2)④野口氏論文。

(42) 松原茂「奥絵師狩野晴川院「公用日記」に見るその活動」(『東京国立博物館紀要』一七、東京国立博物館、一九八二年)。

池田宏「狩野晴川院「公用日記」にみる諸相」(『東京国立博物館紀要』二八、東京国立博物館、一九九三年)。

(43) 西王母の末娘の玉扨で、一弦の琴を弾き、白龍に乗って四海を飛遊する姿で描かれる。太真王の妻であることから、太真王夫人とも呼ばれる。

(44) 尾張藩の絵師の名前と経歴については、特に注記がない場合は尾張藩士の家系や系譜に関する「藩士名寄」「士林浜泗」に基づいたデータベース「尾張藩便利帳」<sup>20)</sup> 尾張藩 藩士大全(『名古屋城下お調べ帳』デジタル版、名古屋博物館、二〇一三年)を参考にした。

(45) 前掲註(42)松原氏論文。

(46) 狩野永納「本朝画史」(延宝六年(一六七八)序、国書刊行会、一九七四年)。

松木寛「狩野家の血と力」(一)〜(四)名古屋城障壁画を中心に(『古美術』八〇〜八三、三彩新社、一九八六年)。

松木寛「御用絵師 狩野派の血と力」講談社、一九九四年)。

武田恒夫「狩野派絵画史」(吉川弘文館、一九九五年)などを参照した。

(47) 吉川美穂「建中寺藏板谷慶舟広当筆「釈迦三尊・五百羅漢図」の製作事情―徳川宗睦との関わりを中心に―」(『金鯢叢書』三九、徳川黎明会、二〇一三年)。

(48) 初代益信は尾張家から二十人扶持を受け、二代洞春福信ともに尾張家に入り、三代元仙方信の出入りは管見の限り確認されていない。

(49) 養寿は、尾張家の絵師の今村随学の養子で、寛政五年(一七九三)に御絵師並、扶持五人分で召し抱えられ、翌年に御絵師本役となる。

(50) 養朔は、天明七年(一七八七)に御絵師並、扶持五人分で召し抱えられ、寛政九年に御絵師を仰せつけられた。寛政七年に十一代將軍家斉が下総国小金ヶ原で行った鹿狩の様子を描いた「小金ヶ原鹿狩図」(徳川美術館蔵)が知られる。

(51) 養秋は、「藩士名寄」には名がなく、経歴未詳の画家だが、御用絵師の神谷秋山の父である秋と、「蒙古襲来絵詞(模本)」(建中寺蔵)を手がけた神谷元秋

と同一人物か、兄弟の可能性が高いことが指摘されている。朝日美砂子・作品解説「愛知県史 別編 文化財二 絵画」愛知県、二〇一一年)。

(52) 絵師は専任ではなく、小普請組、御馬廻組などを歴任し、維君の婚礼時には掃部頭様御側詰並、つまり尾張家八代宗勝六男の松平勝長の御側詰の職にあつた。

(53) 溪斎英泉編「無名翁随筆」(坂崎坦編「日本画論大観」中巻、アルス、一九二九年)の「後藤茂右衛門」の項に「川島雪亭(田安侯の画師也、雪舟の画孫なり、雪舟と少し異なれども名手也、寛政頃より天保の今に至て存す、市ヶ谷に住す)」とある。

(54) 名古屋博物館編「尾張の絵画史 狩野派の画人たち」(名古屋博物館、一九八七年)。

(55) 「斎藤若狭守書状 御用部屋宛 三月四日付」(『陽明文庫文書分類目録』家門篇三一(一六八二)に取り決めの経緯が記され、「口状写」(同―一六八二三・一六八二四)に簡条書きで取り決めの内容と付札が記される。「文化三丙寅年 尾州琴姫様 御縁組往来覚 一 御用部屋」(同―一六七九二)には、上記二件の書状が再録される。

(56) 「裏御殿」は、大名屋敷などで表の政務を行う「表御殿」に対して、藩主の居住空間や女性・子供が過ごす私的な空間を指す「裏御殿」と同義とも捉えられるが、註(55)の「斎藤若狭守書状」では「御守殿」の造作との言葉があるの

で、この場合は「御守殿」に相当する居住空間と考えられる。なお、長州毛利家にも「裏御殿」と呼称する事例がある。

高屋麻里子「萩藩江戸屋敷裏御殿と長局の変遷」(『東京造形大学研究報』一八、二〇一七年)。

(57) 大塚英二「光友夫人死去に伴う公儀付人の召返しについて」(『徳川林政史研究所紀要』二七、徳川黎明会、一九九三年)。

氷室史子「大名藩邸における御守殿の構造と機能―綱吉養女松姫を中心に―」(『お茶の水史学』四九、読史会、二〇〇五年)。

吉成香澄「將軍姫君の婚礼の変遷と文化期御守殿入用―尾張藩淑姫御守殿を事例として―」(『学習院史学』四七、二〇〇九年)。

- 高橋あけみ前掲註(2)③、同「大名家の婚礼調度―仙台伊達家の場合―」大崎八幡宮、二〇一五年。
- (58) 「中西甚五兵衛書状 齋藤若狭守宛 七月六日」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一六八五二。
- (59) 「覚書」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一六八五四。
- (60) 「客室貼付用紙地色」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一六八三九。この文書には、御座の間以下の部屋には、鳥子紙に墨絵を付立で描くとの書き込みがある。
- (61) 「書状 四月付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一六八三八。
- (62) 「文化五辰年 維姫様御附」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一八二二六。
- (63) 「正木三藏書状 立野大和介・木村右京宛 正月廿四日付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三一七六〇七。
- (64) 前掲註(62)参照。
- (65) 吉成香澄「將軍姫君の公儀付人・女中について―尾張藩主徳川齊朝夫人淑姫の事例から―」〔徳川林政史研究所紀要〕、徳川黎明会、二〇一一年。
- (66) 前掲註(2)②図版番号二二・二二三～二二五。
- (67) 前掲註(2)②図版番号二二。
- (68) 前掲註(5)小池氏論文。
- (69) 前掲註(2)②図版番号二一八～二二〇。
- (70) 『徳川美術館蔵品抄五 雛ひみな』徳川美術館、一九八九年、図版番号九五～一四二。
- (71) 前掲註(5)小池氏論文。
- (72) 「維学心院様御道具書付」五通(旧蓬左二七―二二二)。  
内容と日付から時系列に並べると左記の通りとなる。
- ①天野藤十郎・千賀与八郎書状 武野新右衛門宛 十月十日付。  
②御広敷御用人書状(神谷喜左衛門宛)十月付、但し、下げ札は十一月付。  
③宛名・宛所不明 十一月付。  
④御広敷御用人書状 西(嘉永二年)十二月五日付。  
⑤神谷喜左衛門書状 十二月付。
- 天野藤十郎と千賀与八郎はそれぞれの事情で差扣となっていたが、この時点では差扣を解かれ、無役であった。以下、尾張藩士については、尾張藩の絵師の名前と経歴については、特に注記がない場合は前掲註(44)「尾張藩便利帳」を参考にした。
- (73) 天保十三年正月十一日から弘化四年十一月までの維君付の御用役の職に就いていた。
- (74) 弘化三年十一月十八日から翌四年維君付の御用人の職に就いていた。
- (75) 前掲註(5)小池氏論文。
- (76) 前掲註(3)拙稿。
- (77) 佐野静代「近衛家別邸「御花畑」の成立とその政治上の役割―禁裏御用水・桂宮家・尾張藩・薩摩藩との関わりについて―」〔人文学〕二〇五、同志社大学人文学会、二〇二〇年。
- 御花畑邸は、現在の京都市上京区森之木町に所在し、後に近衛家から薩摩藩に貸し出され、薩摩藩家老の小松帯刀が使用し、「薩長同盟」が結ばれた場所として著名である。維君の裏御殿は、佐野氏論文によれば、近衛家本邸の戌亥(北西)隅にあったとされる(奥村得義『松濤棹筆四』(名古屋叢書三編九 松濤棹筆(鈔)上)名古屋市教育委員会、一九八四年)。維君はここから天保十三年までに御花畑邸に移ったと考えられている。
- 御花畑邸の所在地については、桐野作人「薩長同盟はどこで結ばれたのか」〔歴史読本〕二〇一〇年三月号)、中村武生「幕末期政治の主要人物の京都居所考―土佐・長州・薩摩を中心に」(「建築と権力のダイナミズム」岩波書店、二〇一五年)、鹿兒島県歴史資料センター黎明館企画展「幕末薩摩外交」(二〇一六年五月二四日より開催)での町田剛士による展示説明、原田良子・新出高久「薩長同盟締結の地『御花畑』発見」(敬天愛人三四、二〇一六年)による。
- (78) 前掲註(77)佐野氏論文。  
幕末に尾張家十四代慶勝に重用され、京都留守居役を務めて、尾張藩の京都における周旋活動の多くを担った尾崎忠征は、天保二年から維君の御侍並となり、同十四年には御用役に就いた。また維君の御侍目付の神谷克楨は伴信友、侍医の平野広臣は平田篤胤といった当時一流の学者との交流が確認される。

〔付記〕 本稿執筆にあたり、公益財団法人陽明文庫 文庫長 名和修氏をはじめ、米沢市上杉博物館・名古屋市蓬左文庫には格別のご高配を賜りました。また史料翻刻にあたっては徳川美術館 学藝部並木昌史氏にご教示賜りました。ここに記して深謝いたします。

（徳川美術館 学藝部部長代理）

# THE TOKUGAWA ART MUSEUM

## Contents

### Articles

- The Wedding of Tsunagimi and Her Trousseau ..... YOSHIKAWA Miho ( 1 )
- The Introduction and Dissemination of Wooden Bear Carvings in Yakumo, Hokkaido:  
Focusing on Their Relationship with the Japanese Folk Art Movement  
..... ŌYA Shigeyuki and KŌYAMA-HAYASHI Rie ( 31 )

### Introduction of Historical Materials

- Noh Manuscripts Written by Tokugawa Yoshikatsu ..... NOMURA Yayoi ( 73 )

### Restoration Report

- On the Restoration of the National Treasures: Writing Table with *Hatsune* Motif in *Maki-e*  
Sprinkled Gold and Inkstone Box with *Hatsune* Motif in *Maki-e* Sprinkled Gold  
..... ITATANI Nozomi ( 95 )

---

#### THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.  
(phone) (03)-3950-0111

#### THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address as above.  
(phone) (03)-3950-0117

#### THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.  
(phone) (052)-935-6262

金 鯨 叢 書 第五十三輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和八年三月三十日 編集  
令和八年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
深 井 雅 海  
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
公益財団法人 徳川黎明会  
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
徳川林政史研究所  
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七  
徳 川 美 術 館  
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五  
株式会社 思文閣出版  
印刷所  
電話 (533) 六八六〇番(代)